

令和 2 年度（令和元年度実績）
自 己 点 検 評 価 書

令和 2 (2020) 年 11 月

九州国際大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	12
基準 3. 教育課程	34
基準 4. 教員・職員	51
基準 5. 経営・管理と財務	59
基準 6. 内部質保証	70
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	80
基準 A. 地域社会貢献	80
基準 B. 国際交流	83
V. エビデンス集一覧	86
エビデンス集（データ編）一覧	86
エビデンス集（資料編）一覧	87

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

九州国際大学は、昭和 5(1930)年に北九州の勤労青年のために開設された夜学の「九州法学校」を前身とする。学園創設以来、「本校ハ単ニ法律及ビ経済ノ知識ヲ授ケルバカリデナク、塾的精神ニ依リ、相互ニ心的鍛錬ヲナシ、以ッテ誠実、有為ナル人材ヲ養成スル」を建学の精神とし、「人づくり」を教育の基本として日常の教育活動を進め、多くの有能な卒業生を社会へ輩出してきた。

この建学の精神に謳われた「塾的精神」とは、教員が学生へ学術的知識を授けるだけでなく、両者が互いにひざを突き合わせて切磋琢磨する教育研究を通じて、ともに人格的成長を目指すという理念である。この基本理念は本学のような小規模な学びの空間においてこそふさわしい。このような塾的精神は本学の建学以来継承される建学の精神であり大学の基本理念である。

現在、本学園は、九州国際大学大学院、九州国際大学、附属高等学校及び附属中学校を設置し、地域社会貢献、国際交流、生涯学習事業等を図り、地域社会から評価される「開かれた学園づくり」に努力している。

2. 教育の基本理念、使命・目的

上述の基本理念に則り、本学における教育の使命・目的は「教育基本法及び学校教育法に則り、個性の伸長と人格の完成を旨とし、法律学、経済学、経営学、国際社会科学に関する専門的知識を教授し、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」（九州国際大学学則第 1 条第 1 項）と定められている。すなわち、各学問分野における専門知識を修得するだけでなく、国際的な視野を持ちながらこれらの知識を地域社会において活かす実践的教育を行うことが目的であり、またこのような能力を修得した人材を社会へ輩出することが使命である。

本学の教育理念と目的は次の 3 つのように、より具体的に表現され、毎年発行・配布する『大学生活について』やホームページにも公表し、学生、教職員に周知している。

- (1) 本学は、建学の精神に掲げられた「塾的精神」に基づいた教育を実践する。塾的精神の要は、人格を介した信頼関係にあり、教員、学生、職員相互の信頼関係の土台の上に、一人ひとりを大きく育てる教育を行う。
- (2) 本学は、地域社会及び国際社会で信頼される品性高き人材の育成を目標とする。北九州に根ざし、多様な価値観が存在する国際社会に対する理解力を高め、地球の未来を見据えつつ、学ぶ姿勢を生涯貫く人材を育成する。
- (3) 本学は、基礎的能力を備え、理論・実践両面に明るい人材を育成する。社会を透視できる理論の学習と共に、演習・実習を積極的に行い、人間社会と自然環境に共感し、能動的な働きかけができる人材の育成に力を注ぐ。

本学教育の基本理念、使命・目的は、学部及び大学院研究科のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針と教育方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）のいわゆる「三つの方針」において、より具体的に表現されており、ホームページや各種の印刷物で公表している。

また、令和元(2019)年5月にアセスメント・ポリシー（学修成果の評価の方針）を策定し、恒常的な教育の質保証と改善に努めている。

3. 大学の個性・特色等

本学の教育の特色は次のとおりである。

第一に、建学以来実学教育を重視してきたことである。

昭和5(1930)年の「九州法学校」の建学以来、北九州の地域に立脚し、北九州の地域的特性に鑑み、この地域社会の発展に貢献する人材を輩出するための教育を重視してきた。

このことは今日北九州市を中心とした地域社会の行政や産業界において多くの卒業生が活躍していることに結びついている。

第二に、国際的視野も備えた人材育成を目指して、語学など国際教育を重視してきたことである。

平成元(1989)年に八幡大学から九州国際大学へ大学名を改称した時から、国際的視野を備えた人材教育を上述のような大学の基本理念、使命・目的に加えた。このように国際教育を重視するようになった背景は、いわゆるバブル景気期の今から30年ほど前に特に顕著となった、日本社会の様々な分野におけるグローバル化が進展したことである。本学はこのような社会的変化へ対応して国際教育へ教育の重心を置くようになった。

およそ30年にわたって重視してきた本学の国際教育は当初、北九州市の歴史的・地理的条件からアジア地域に重点を置くものであった。このような方針のもとで、中国、韓国、インドネシア、インド等の有名大学との友好協定を締結し、海外語学実習、交換留学、国際交流等を継続的に活発に行ってきた。

しかし、平成29(2017)年の現代ビジネス学部発足後、国際共通語としての英語教育を重視しこれを強化するため、カナダ、フィリピン及びオーストラリアの大学との学術交流協定を締結するなど、英語圏の大学との連携を強化している。現在のところ英語圏の大学との交流は、本学学生を語学実習のために現地へ派遣する、いわゆる一方通行の交流に留まっている。今後は提携校の学生の受入れが可能となるように英語による授業を増やすなど、本学教員の英語能力の向上が極めて重要な課題である。

英語教育を重視した国際教育の強化は、建学以来の「塾的精神」のもとでの、実学教育による有為な人材の育成をグローバル化の進展に対応させて発展的に継承することとなるであろう。

第三に、地域社会へ「開かれた大学」を目指してきたことである。

それは市民に対して大学施設を開放してきたことだけではない。本学の教育研究成果を基にした、市民向け各種公開講座の開催、北九州市年長者大学校（穴生学舎）との協力によるシニアカレッジの共同開催、等が挙げられる。また教職員が公的な審議会へ委員として参加することによって地方自治体等の政策形成へ寄与してきたことや、地域の企業と連携した事業を進めるなど多様な形態で地域社会へ提供してきたことである。地域産業界との連携事業としては、遠賀信用金庫と九州国際大学による「包括的地域連携協定」の締結が挙げられる。この目的は、地域の課題に取り組み、課題を解決できる人材を育成することである。RKB毎日放送株式会社と締結した「包括連携協定」は地域の活性化、地域貢献

及び、次世代の人材育成などの分野における協力を目的にしたものである。黒崎こども商店街における法学部学生の活動なども地域に開かれた大学の教育活動の一環である。また地域防災リーダー育成プロジェクト、地域安全マップの作成、など教職員や学生が地域の各種の地域活動への参加を通じて地域社会への貢献活動を継続的に行ってきた。

こうした地域貢献活動を進める上で、平成 25(2013)年 4 月に設置された「九州国際大学地域連携センター」が重要な拠点となっている。この機関の目的は、北九州地域に関する研究を推進しその成果を地域社会へ還元し、このことを通じて地域の発展に貢献することである。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

年 月	内 容
昭和 5 年 4 月	九州法学校開設を源流とする
昭和 15 年 3 月	九州専門学校設立認可
昭和 22 年 3 月	戸畑専門学校設立認可
昭和 24 年 4 月	八幡専門学校に改称
昭和 25 年 2 月	八幡大学設立認可
昭和 25 年 4 月	八幡大学開設、法学部第一部・第二部設置
昭和 26 年 4 月	法学部を法経学部に変更し、法律学科、経営経済学科の二学科を設置
昭和 28 年 4 月	八幡大学短期大学（商科）を開設
昭和 33 年 4 月	附属高等学校（男子部）を開設
昭和 38 年 4 月	附属高等学校（女子部）を開設
昭和 45 年 6 月	社会文化研究所を設置
昭和 48 年 3 月	八幡大学短期大学（商科）を廃止
平成元年 4 月	八幡大学から九州国際大学に校名変更 平野キャンパスに国際商学部を設置
平成 6 年 4 月	法経学部を法学部と経済学部に変更
平成 8 年 4 月	大学院法学研究科（修士課程）設置
平成 9 年 4 月	法学部において「昼夜開講制」を実施
平成 11 年 4 月	枝光キャンパスと平野キャンパスを統合、「新キャンパス」が誕生 経済学部において「昼夜開講制」を実施 別科日本語研修課程を設置
平成 12 年 4 月	平野キャンパス完成（創立 50 周年） 国際商学部国際商学科を国際ビジネス学科とアジア共生学科に変更 国際商学部において「昼夜開講制」を実施 九州国際大学附属中学・高等学校開設

平成 13 年 4 月	大学院企業政策研究科（修士課程）設置 法学部に総合実践法学科増設
平成 17 年 4 月	国際商学部を国際関係学部へ改組
平成 22 年 4 月	九州国際大学創起 80 周年 附属高等学校男子部・女子部を統合
平成 23 年 4 月	大学学部昼夜開講制を廃止
平成 24 年 10 月	別科日本語研修課程を廃止
平成 25 年 4 月	地域連携センターを設置
平成 25 年 7 月	九州国際大学多目的グラウンド完成
平成 26 年 4 月	基礎教育センター設置
平成 29 年 4 月	現代ビジネス学部設置、経済学部及び国際関係学部募集停止
令和 2 年 4 月	大学院企業政策研究科（修士課程）募集停止

2. 本学の現況

・大学名 九州国際大学

・所在地

校舎	所在地
平野キャンパス	北九州市八幡東区平野 1 丁目 6 番 1 号
サテライトキャンパス	北九州市八幡西区黒崎 3 丁目 15 番 3 号 コムシティ 2 階

・学部構成

学部	学科	入学定員（人）
法学部	法律学科	150
現代ビジネス学部	地域経済学科	250
	国際社会学科	100
経済学部	経済学科	—
	経営学科	—
国際関係学部	国際関係学科	—
合計		500

※経済学部及び国際関係学部は、平成 29 年度より学生募集停止。

・大学院（修士課程）構成

研究科	専攻	入学定員（人）
法学研究科	法律学専攻	10
企業政策研究科	企業政策専攻	—
合計		10

※企業政策研究科は、令和 2 年度より学生募集停止。

・ 学生数、教員数、職員数（令和2(2020)年5月1日現在）

【学部（学士課程）の学生数】 (人)

学部	学科	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
法学部	法律学科	168	155	143	178	644
	計	168	155	143	178	644
現代ビジネス学部	地域経済学科	283	271	238	268	1,060
	国際社会学科	95	96	114	88	393
	計	378	367	352	356	1,453
経済学部	経済学科	—	—	—	12	12
	経営学科	—	—	—	5	5
	計	—	—	—	17	17
国際関係学部	国際関係学科	—	—	—	13	13
	計	—	—	—	13	13
合計		546	522	495	564	2,127

【大学院（修士課程）の学生数】 (人)

研究科	専攻	1年次	2年次	合計
法学研究科	法律学専攻	9	8	17
	計	9	8	17
企業政策研究科	企業政策専攻	—	3	3
	計	—	3	3
合計		9	11	20

【教員数】 (人)

学部	学科	専任	兼任	合計
法学部	法律学科	20	11	31
	計	20	11	31
現代ビジネス学部	地域経済学科	29	23	52
	国際社会学科	15	9	24
	計	44	32	76
合計		64	43	107

【職員数】 (人)

専任職員	嘱託職員	パート（アルバイトも含む）	派遣職員	合計
39	19	41	5	104

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

本学は、「本校ハ単ニ法律及ビ経済ノ知識ヲ授ケルバカリデナク、塾的精神ニ依リ、相互ニ心的鍛錬ヲナシ、以ッテ誠実、有為ナル人材ヲ養成スル」を建学の精神とし、その建学の精神に基づき、「九州国際大学学則」第 1 条第 1 項において「教育基本法及び学校教育法に則り、個性の伸長と人格の完成を旨とし、法律学、経済学、国際社会科学に関する専門的知識を教授し、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」と明確に本学教育の基本理念、使命・目的を定めている。

また、大学院における教育の基本理念、使命・目的は、「九州国際大学大学院学則」第 2 条において、「九州国際大学の建学の精神に基づき、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成するために、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与すること」と定められている。また、「九州国際大学大学院学則」第 5 条において、「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする」と教育目的が高度職業人養成であることを明記している。

本学の建学の精神、教育理念、使命・目的等は、ホームページや各種の印刷物に統一された文章で簡潔に明示している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、「I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」において示した次の 3 つである。

第一に、建学以来実学教育を重視してきたことである。

第二に、国際的視野も備えた人材育成を目指して、語学など国際教育を重視してきたことである。

第三に、地域社会へ「開かれた大学」を目指してきたことである。

これらの 3 つは「塾的精神」をもって教育し、「北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」（「九州国際大学学則」第 1 条第 1 項）

を目指した建学の精神を具体化したものである。本学の個性・特色は、学部学科及び大学院研究科のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針と教育方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）のいわゆる「三つの方針」において、さらに具体的に表現されており、ホームページや各種の印刷物で公表している。

1-1-④ 変化への対応

昭和 5(1930)年の「九州法学校」の建学以来、北九州の地域に立脚し、北九州の地域的特性に鑑み、この地域社会の発展に貢献する人材を輩出するための教育を重視してきた。本学は建学の精神を堅持しつつ、大学を取り巻く社会の変化へ対応して教育改革とそれに対応した組織改革を進めてきた。このことは前述の「沿革」において示したとおりである。このうち主たる取り組みは次のとおりである。

第一に、建学以来重視してきた実学教育の分野における取組である。すなわち、高度職業人養成が地域社会においても重視されたことへ対応して、平成 8(1996)年 4 月に大学院法学研究科、平成 13(2001)年 4 月に大学院企業政策研究科を設置したことである。

第二に、国際教育分野における取り組みである。近年、様々な分野におけるグローバル化が進展するという社会の変化に対応して、平成 29(2017)年に現代ビジネス学部を設置した。この新学部設置を契機として、国際共通語としての英語教育を重視しこれを強化する取り組みを全学において進めてきた。例えば、カナダ、フィリピン及びオーストラリアの大学との学術交流協定を締結するなど、英語圏の大学との連携を強化し、学生の海外語学実習の機会を充実させている。

第三に、地域社会へ「開かれた大学」を目指した取り組みである。近年、産業界と大学との様々な形態での連携がますます求められている。このような社会からの要請の変化に対応するため、地域産業界や地域社会との連携事業を進めてきた。その取り組みとして、遠賀信用金庫や黒崎商店組合連合会と締結した「包括的地域連携協定」、RKB 毎日放送株式会社と締結した「包括連携協定」、黒崎こども商店街における法学部学生の活動、地域防災リーダー育成プロジェクト、地域安全マップの作成、などが挙げられる。平成 25(2013)年 4 月に設置された九州国際大学地域連携センターは、こうした地域貢献活動を進める上での重要な拠点であり、地域社会からの要請の変化に応えるものとなっている。

社会情勢や時代の変化に対応したこれら 3 つの分野における取り組みを進める手段として、本学では次の 5 つの方法で大学改革と教育改革を実施してきた。

第一に、自己点検・評価を全学で実施し、自己点検・評価の報告書を作成し、公表している。

第二に、本学は中期計画を作成し、現在は平成 28(2016)年度からの「九州国際大学第三期中期計画」に基づいて、継続的な大学改革と教育改革を実施している。

第三に、北九州市の少子高齢化の進展や産業構造の転換に対応し、地域の発展についてローカルな視点とグローバルな視点を備えた職業人の育成を目指す現代ビジネス学部を平成 29(2017)年 4 月に設置している。

第四に、本学は大学の独自基準 A. 「地域社会貢献」を強力に推進するために、平成 25(2013)年 4 月に、その重要な拠点となる「九州国際大学地域連携センター」を設置し、

地域貢献活動を実施している。

第五に、平成 27(2015)年 4 月 1 日に施行された「学校教育法」の一部改正に伴い、学内規程の見直しを図った。その一環として、平成 28(2016)年 4 月 1 日より学長並びに学部長の選挙制度を廃止し、選任制度とすることにより学長のリーダーシップを強化し、戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制（学長補佐体制の強化、教職協働の強化）を構築した。

これらを通じて、本学の使命・目的及び教育目的の見直しを変化に対応して不断に行っている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

社会の変化に応じ、時代や社会のニーズに柔軟に対応して行くためには、本学の使命・目的及び教育目的を社会からの大学への要望の変化と照らして検証し続ける取り組みが必要である。そのために、本学は平成 28(2016)年度～令和 2(2020)年度までの 5 年を期間とする大学運営の中期計画である「九州国際大学第三期中期計画」を作成しこれに取り組んできた。これは「学校法人九州国際大学第二期中期経営計画（平成 26(2014)年度～平成 30(2018)年度の 5 ヶ年計画）」の内容に対応して作成されたものである。これに続く「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画（令和元(2019)年度～令和 5(2023)年度の 5 ヶ年計画）」が令和元(2019)年 3 月 28 日の理事会において承認された。この「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画」の内容に則して、今後「九州国際大学第四期中期計画（令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度）」を作成しそれを実践する。

この「九州国際大学第四期中期計画」は、大学に勤務する教職員全員が本学の中期の教育・研究ビジョンを理解し、その実現を目指して、教育・研究活動を行うための指針となるものである。

また、このような本学の取り組みを社会へより広く伝えることに努め、その効果的な伝達方法の在り方を検証する。これらのことを通じて、学生、教職員、地域社会へ本学の建学の精神、教育理念、使命・目的等をさらに周知する。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的は、「九州国際大学学則」及び「九州国際大学大学院学則」に明記し、ホームページ等で公開している。

策定については、教職員が参画する教育研究協議会及び教授会を経て学長が承認した後、理事会において審議・決定している。

また、新人教職員に対する研修会において、建学の精神や使命・目的及び教育目的に関する説明がなされている。

以上のことから、本学での使命・目的及び教育目的は、建学の精神とともに役員・教職員の理解と支持は得られている。

1-2-② 学内外への周知

本学の建学の精神と使命・目的及び教育目的については、ホームページや『大学案内』等に掲載して、在学生、教職員、学外及び地域社会において周知されている。

また、共通教育科目の教養教育科目として「学園史」を設置し、卒業生を招いて、大学の建学の精神、設立当時の状況や沿革などを講義している。

このように建学の精神と使命・目的に対する学内外からの理解を深める努力が図られている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では、平成 20(2008)年度から平成 22(2010)年度までを対象とした「九州国際大学第一期中期計画」を作成し、これの実現に取り組んだ。続いて、平成 23(2011)年度から平成 27(2015)年度までを対象とした「九州国際大学第二期中期計画」に沿って、大学改革と教育改革に取り組んできた。

現在は、平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度を対象とした「九州国際大学第三期中期計画」の終盤である。ここで示された 7 つの目標、すなわち、「Ⅰ. 意欲ある学生の確保」、「Ⅱ. 教育力の強化と授業の改善」、「Ⅲ. 研究力の強化と外部資金の獲得」、「Ⅳ. 学生主体の大学生活支援で学生満足度を高める」、「Ⅴ. 大学の資源の活用と社会貢献」、「Ⅵ. 就職・進路支援の強化」、「Ⅶ. 大学運営・経営の効率化」を掲げ、その実現に向けて教職員が一体となり全学で引き続き取り組んでいる。この「九州国際大学第三期中期計画」は「学校法人九州国際大学第二期中期経営計画（平成 26(2014)年度～平成 30(2018)年度の 5 ヶ年間計画）」の内容に対応したものである。

今後は、現在取り組まれている「学校法人九州国際大学 第三期中期経営計画（令和元(2019)年度～令和 5(2023)年度の 5 ヶ年計画）」の内容に対応した、「九州国際大学第四期中期計画（令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度）」を作成しそれを実践する。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

大学全体において、建学の精神、目的、養成する人材像を基として、アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針と教育方針）、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）を定めている。この大学全体

の3つのポリシーを基として、各学部学科と大学院研究科においても改正された「学校教育法施行規則」の定めに基づき、それぞれ3つのポリシーを具体化・明確化し、ホームページ等で公表している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

開学以来本学は、時代や社会の大きな変化にも柔軟に対応して教育研究組織の見直しを行ってきた。本学の建学の精神は、昭和5(1930)年に九州法学校の開設以来、80年以上の歴史を持っている。戦後においては、その建学の精神は昭和25(1950)年に八幡大学として継承され、さらに平成元(1989)年に八幡大学から九州国際大学に校名変更したが、今日に至るまでその建学の精神は脈々と継承され、それは本学の使命・目的及び教育目的の根源となっている。

昭和25(1950)年の八幡大学開設時に、法学部第一部・第二部が設置され、翌年には法学部を法経学部へ改組し、平成元(1989)年の校名変更と同時に国際商学部が開設された。その後、平成6(1996)年には法経学部を法学部と経済学部へ改組し、平成8(1996)年には大学院法学研究科(修士課程)、平成13(2001)年には大学院企業政策研究科(修士課程)を設置し、平成17(2005)年には国際商学部を国際関係学部へ改組し、平成22(2010)年には創設80周年を迎えた。さらにこの組織を補完し、使命・目的及び教育目的達成を一層補強するために、平成25(2013)年4月に地域連携センターを設置、平成26(2014)年4月に基礎教育センターを設置した。

また、平成29(2017)年4月には経済学部と国際関係学部を改編し現代ビジネス学部を設置し、現在では2学部と大学院2研究科からなる教育研究組織のもとで使命・目的及び教育目的の達成が図られている。

本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、2学部と大学院2研究科等の教育研究組織及び事務組織を設置しており、それぞれの専門領域等に応じた教育研究活動が行われている。教育研究組織として、各学部と大学院研究科に教授会を置き、本学教員はいずれかの教授会に所属して学生の教育及び研究活動を行っている。さらに、これら教授会の上部機関として教育研究協議会が設置され、教学に関する重要事項を審議し、学長ガバナンスを補強する役割を担っている。

なお、入学判定及び卒業判定は教授会でやっていることから、教育目的を十分に反映した教育が可能となっている。

以上のことから、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織が整備されていると評価できる。

(3) 1-2の改善・向上方策(将来計画)

今後の課題は日々の教育実践において生起する諸問題と照らし合わせながら、現行組織編成が使命・目的に適合的かどうか、また使命・目的が3つのポリシーに基づいた教育に反映されているかを、不断に再検討する作業を続ける。また、検討結果に関する情報を執行部会議及び教育研究協議会において検討し、改善方策を見出す。

また、「学校法人九州国際大学 第三期中期経営計画(令和元(2019)年度～令和5(2023)

年度の5ヵ年計画)」の内容に沿った、「九州国際大学第四期中期計画（令和3(2021)年度～令和7(2025)年度）」を作成しそれを実践する。

【基準1の自己評価】

本学は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神である「塾的精神」に基づいて、教育目的を明確に定めている。本学の建学の精神と教育目的、3つのポリシーについて、教職員新人研修会や、学生への履修指導及び「学園史」講義等を通じて、これらについての理解が教職員と学生へより浸透するよう努めている。さらに、ホームページや『大学案内』等、様々な機会と手段を活用して学外及び地域社会へも広く周知している。

また、本学は、時代と社会の変化にも敏感に柔軟に対応するために、大学の使命としての地域社会貢献の観点から、時代や社会が求める人材の養成に取り組み、新たな学部・学科を開設し、大学改革と教育改革にも取り組んできた。それを具体化するために、平成25(2013)年4月に地域連携センターを開設し、平成26(2014)年4月に基礎教育センターを開設してきた。さらに平成29(2017)年4月には現代ビジネス学部を開設した。このように社会の変化に対応した大学改革と教育改革を進めている。

本学は平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までの5年を期間とする大学運営の中期計画である「九州国際大学第三期中期計画」を作成し、その実施並びに点検・評価に取り組んでいるところである。これは「学校法人九州国際大学第二期中期経営計画（平成26(2014)年度～平成30(2018)年度の5ヵ年計画）」の内容に対応して作成されたものである。これに続く「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画（令和元(2019)年度～令和5(2023)年度の5ヵ年計画）」の内容に則して、令和3(2021)年度から令和(2025)年度の5ヵ年間を対象とした「九州国際大学第四期中期計画」の作成へ向けて教育改革を着実に進めているところである。

以上のことから本学は、「基準1. 使命・目的等」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

【学部（学士課程）】

本学では、教育目標に定める人材を育成するため、「学力の 3 要素」の「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体性・協働して学ぶ態度」を踏まえた「入学者の受入れ方針」であるアドミッション・ポリシーが定められ、学生募集と入学者選抜の基本方針を策定している。

このアドミッション・ポリシーは、ホームページ、『入学試験要項』、『大学案内』等に明示して、学外はもとより全教職員にも周知を行っている。

【大学院（修士課程）】

法学研究科は、建学の精神である「塾的精神」に基づき、企業や行政の現場で発生する様々な問題を解決するための法知識を修得した高度専門職業人を養成することを目的とした大学院であり、現代社会の複雑化、高度化及び国際化に対応するため、多角的国際的視野を持つ人材の養成に力を入れている。

そのため、アドミッション・ポリシーは、そうした教育目的に従った形で、「研究者、高度専門職業人の養成という目的のため、明確な目的意識を持ち、法律・政治に関心を有するとともに、それらの専門的知識を有している者又は修得しようとする意欲のある者を求めています。」という内容で策定するとともに、この内容はホームページや『大学院案内』に明示して、学外はもとより全教職員にも周知を行っている。

なお、企業政策研究科は、令和 2(2020)年度入学生の募集を停止している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った学生受入れの実施とその検証

【学部（学士課程）】

アドミッション・ポリシー（入学者の受入れ方針）に沿った選抜方法及び実施方針については、入試・広報委員会において審議され、教育研究協議会の議を経て学長が決定する。

入学試験の際には、その都度実施本部を設置し、実施要領を作成し、事前に教職員で試験の実施方法を確認することで、公正かつ厳正な入学試験の実施に努めている。

本学では、アドミッション・ポリシーに沿って、多様な個性を持った入学志願者を受入れるために、様々な入学要件を設定し、複数の機会を設けた上で入学試験を実施している。

入学者選抜方法としては、試験入学選考（一般入学試験、大学入試センター試験利用入

学試験)の他に、推薦入学選考(推薦入学試験)、AO入学選考(AO入学試験)、社会人入学選考(社会人入学試験)、留学生入学選考(外国人留学生入学試験)、編・転入学選考(編・転入学試験)の種別を設けている。

令和2(2020)年度入学試験の概要は下記に示すとおりである。

<試験入学選考>

試験入学選考は、一般入学試験と大学入試センター試験利用入学試験に区分され、「主体性・協働して学ぶ態度」の評価が課題であり、平成30(2018)年度入試から「調査書」を活用した多面的評価を行い、これらを考慮しつつ判定を行っている。

一般入学試験は、一般的な学力を審査する入学試験制度として位置づけ、前期(2月)、後期(3月)の2回実施している。

また、大学入試センター試験利用入学試験は、大学センター試験の成績を利用した試験で、大学センター受験科目の高得点2科目による選考を行っている。令和2(2020)年度は、2月から3月にかけて4回実施した。

<推薦入学選考>

推薦入学選考は、一般推薦、指定校推薦、スポーツ推薦及び専門課程推薦に区分されており、一般推薦は他大学との併願が可能であるが、その他は全て専願となっている。推薦入学試験は前期(11月)と後期(12月)の2回実施している。なお、平成24(2012)年度入試より推薦基準の見直しを行い、一般推薦については、「1教科の評定値3.0」から「全体の評定平均値3.0」に、指定校推薦及び専門課程推薦については、「1教科の評定値3.2」から「全体の評定平均値3.2」に変更している。

また、スポーツ推薦については、スポーツ大会等の成績と教員との面接が評価基準とされている。「学力の3要素」のうち「思考・判断・表現」についてはどのように評価するのか工夫の余地がある。平成30(2018)年度入試より一般推薦に「小論文」を追加しているが、スポーツ推薦についてもこれまでのスポーツの体験から得られたことなどの文章を書かせることも検討する必要がある。

<AO入学選考>

AO入学選考は、本学で学ぶ意欲・適正・目的意識等を重視して選抜を行う入学試験制度として位置づけ、一般選考、一芸一能選考の2つに区分されている。令和2(2020)年度のAO入学試験は、第1期(9月)、第2期(10月)、第3期(12月)、第4期(2月)の4回実施した。

<社会人入学選考>

社会人入学選考は、社会人の方に高等教育の機会を広く提供するための入学試験制度で、12月に実施している。留学生入学選考及び編・転入学選考を除く全ての入試選考の対象者との違いを明確にするために、平成24(2012)年度入試より出願資格に年齢要件を設定し、「現在、勤労に従事している者(家事専業者を含む)もしくは会社内定を得ている者で入学時現在で満21歳以上」としている。

<留学生入学選考>

留学生入学選考は、外国籍を有し、学習意欲の高い留学生を対象とした入学試験制度で、外国人留学生入学試験と外国人留学生指定校推薦入学試験に区分され、前期(12月)と後期(2月)の2回試験を実施している。この試験では、日本語能力の担保のために、出願

資格として「日本語能力試験 N2 以上」または「日本留学試験（科目：日本語）250 点以上（記述含む）」の取得者、もしくはそれに準ずる日本語能力を有する者としている。

<編・転入学選考>

編・転入学選考は、定員に空きのある場合のみ協定校編入学試験、編入学試験（外国人留学生含む）、転入学試験（外国人留学生含む）を、前期（12月）と後期（2月）の2回実施している。これらの試験において外国人留学生が受験する場合、日本語能力の担保のために、出願資格として「日本語能力試験 N2 以上」または「日本留学試験（科目：日本語）250 点以上（記述含む）」の取得者、もしくはそれに準ずる日本語能力を有する者としている。

入試問題の作成については、毎年度入試問題作成部会を設置し前年度の反省及び当該年度の作成方針を策定の上、作問を行っている。また、AO 入学試験は別途 AO 入試課題作成会議を実施し、前述同様に前年度の反省及び当該年度の方針を策定し作問を行っている。すなわち、本学では全て自大学の教員の手により自ら作成している。

また、「九州国際大学第三期中期計画」において重点項目の一つである「I. 意欲ある学生の確保」を掲げている。この重点項目が遂行されているか否かについては、4 項目により構成されているため、項目別に検証している。

1) 「一人ひとりを大きく育てる教育」を通じた意欲ある学生の確保

本学では、建学の精神に記載されている「塾的精神」に基づき「一人ひとりを大きく育てる教育」に取り組んでいる。その核心にあるのはコミュニケーションである。そのため、本学では対話を重視した推薦入学選考あるいは AO 入学選考を入学者受入れの中心として位置づけている。状況は[表 2-1-1]のとおりである。学習意欲を持つことを確認する方法として面接（面談）を活用しつつ、アドミッション・ポリシーに即した学生を見出すことに注力している。

[表 2-1-1] 入学者における推薦・AO 入学選考と一般・センター入学選考の比率

	A	B	合計（人）	比率（A : B）
	推薦・AO（人）	一般・センター他（人）		
平成 30 年度	307	236	543	5.7 : 4.3
令和元年度	341	215	556	6.1 : 3.9
令和 2 年度	342	204	546	6.3 : 3.7

※編・転入学生は除く。

2) 地元、特に山口・北九州エリアを中心とする受験生への活動

本学では「九州国際大学第三期中期計画」の重点項目として地域社会への貢献を掲げているが、本学の役割はグローバルな視点とローカルな視点を併せ持ち、国際社会や地域社会が抱える課題を発見・解決できる人材の育成を目標とした地方私立大学であることに鑑み、山口・北九州エリアを中心に学生募集活動を展開している。高校訪問は、北九州エリアを 4 人、山口エリアを 2 人で担当している。

また、出張講義や大学体験に基づく高大連携を行い、現在では公私立高校合わせ 19 校

と協定書を締結することにより、積極的な直接広報を展開している。

3) 生徒等受験生への直接的なアピール方法の実践

本学は、できる限り直接、大学の特色を伝えることを広報手段の第一義と考えて実践している。具体的には、業者企画による進学説明会への積極的な参加、高校内ガイダンスへの参加、高校団体による大学見学会の実施、オープンキャンパスによる実践である。

また、個別による大学見学は、できる限り丁寧な説明を心がけることにより、受験生及び保護者への満足度を高めている。

4) 教育・研究成果の広報コンテンツ化とその共有

本学では、教育・研究成果を広報するためにホームページを活用している。そのコンテンツとして、「ニュース」、「イベント」といった内容をラインナップしている。

また、タイムリーな情報を提供するためブログ記事は様々なコンテンツを余すところなく更新することでより詳細な広報活動を展開している。

【大学院（修士課程）】

法学研究科

アドミッション・ポリシーに掲げる資質を有する者であれば、社会人、大学生、その他経歴・学歴を問わず広く受入れている。具体的な実施方法は、次のとおりである。すなわち、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れを実現するため、まず入学志願者に対する個別進学説明会を11月に行い、学修内容、入学試験等について周知している。なお、その説明会の日程はホームページで周知するほか、過去に受験した者には受験案内を送付する等きめ細かな対応をしている。また、ホームページでは他大学（大学院）と比べても教員の詳細な履歴を紹介して、志願者の選択とアドミッション・ポリシーの理解に資するよう配慮している。

学生の募集（入学試験）は、秋期（9月）と春期（2月）の年2回行い、選抜方法は、書類審査（受験資格審査）、筆記試験及び面接試験（専攻科目教員と他教員一人対応）の成績を総合して、アドミッション・ポリシーに沿うよう判定している。したがって、筆記試験及び面接試験の成績が一定の基準に満たない場合には、定員に満たない場合であっても入学を許可しない。なお、筆記試験問題は、専攻ごとに担当教員が作成している。

こうした周知・募集方法及び選抜方法・結果については、法学研究科教授会で審議し、承認の上で、実施しているため、その都度検証の機会が設けられて、その適切性が確認されている。

なお、入学試験の形態としては、一般入学試験（大学卒業後3年未満の者に対して行われ、専攻法律科目とその他の法律科目または英語の2科目による筆記試験と面接による）、社会人入学試験（大学卒業後3年以上又は実務経験2年以上の者を対象に行われ、専攻法律科目による筆記試験と面接による）、外国留学生試験（外国人留学生に対して行われ、専攻法律科目による筆記試験と面接による）がある。

大学卒業資格を有しない者についても、[表 2-2-2]入学資格審査（専攻科目の課題論文（教員作成）と面接）を行い認定した者には上記の受験を許可しており、入学実績もある。

【表 2-1-2】 入学資格審査一覧（過去 3 年間） (人)

研究科	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	志願	資格合格	入学	志願	資格合格	入学	志願	資格合格	入学
法学研究科	1	1	1	4	4	3	5	5	1

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【学部（学士課程）】

本学の過去 3 年間の入学定員数・入学者数・収容定員数・学籍在籍数は、[表 2-1-3]入学定員・入学者及び収容定員・在籍者数一覧（過去 3 年間）に示すとおりである。平成 29(2017)年度に学部改組を行った際、学生募集を強化したことによる入学定員に対する入学者数の割合は、令和 2(2020)年度では法律学科 112%、地域経済学科 113%、国際社会学科 95%となり、入学定員を全体としては 109%となった。

また、収容定員に対する在籍者数の割合は、経済学部と国際関係学部を含み全体で分析すると、令和 2(2020)年度 106%（令和元(2019)年度 100%）となっている。

収容定員に対する在籍者数が、今後 100%の充足を維持するためにはこれまでの取り組みを持続することが肝要と史料する。次年度においても更なる安定した学生募集が展開できるよう努力を継続していきたい。

【表 2-1-3】 入学定員・入学者及び収容定員・在籍者数一覧（過去 3 年間） (人)

学部	学科	平成30年度						令和元年度						令和2年度					
		入定	入学	充足率	収定	在籍	充足率	入定	入学	充足率	収定	在籍	充足率	入定	入学	充足率	収定	在籍	充足率
法	法律	150	153	102.0%	660	577	87.4%	150	163	108.7%	630	626	99.4%	150	168	112.0%	600	644	107.3%
	計	150	153	102.0%	660	577	87.4%	150	163	108.7%	630	626	99.4%	150	168	112.0%	600	644	107.3%
現代ビジネス	地域経済	250	267	106.8%	500	575	115.0%	250	286	114.4%	750	815	108.7%	250	283	113.2%	1,000	1,060	106.0%
	国際社会	100	123	123.0%	200	219	109.5%	100	107	107.0%	300	316	105.3%	100	95	95.0%	400	393	98.3%
	計	350	390	111.4%	700	794	113.4%	350	393	112.3%	1,050	1,131	107.7%	350	378	108.0%	1,400	1,453	103.8%
経済	経済	-	-	-	300	294	98.0%	-	-	-	150	147	98.0%	-	-	-	-	12	-
	経営	-	-	-	260	179	68.8%	-	-	-	130	107	82.3%	-	-	-	-	5	-
	計	-	-	-	560	473	84.5%	-	-	-	280	254	90.7%	-	-	-	-	17	-
国際関係	国際関係	-	-	-	280	166	59.3%	-	-	-	140	94	67.1%	-	-	-	-	13	-
	計	-	-	-	280	166	59.3%	-	-	-	140	94	67.1%	-	-	-	-	13	-
	合計	500	543	108.6%	2,200	2,010	91.4%	500	556	111.2%	2,100	2,105	100.2%	500	546	109.2%	2,000	2,127	106.4%

【大学院（修士課程）】

法学研究科の入学定員は 10 人であるところ、令和 2(2020)年度秋（前期）・春（後期）入試では合わせて 9 人が入学した（税法 9 人）。この年度の入学者数は、入学定員に若干満たなかったものの、入学志願者数が 20 人であったことを見れば、それは適切な選抜結果によるものであることがわかる。このような入学定員以上の入学志願者が受験し、入学

定員近くの入学者数がある状況は、近年継続されており、その意味で、入学定員に沿った適切な学生受入数の維持が図られていると考える。

また、税法専攻の学生が多いのは、税理士試験科目一部免除制度のあることが理由として大きいですが、過去には現職の税理士の入学もあり専門教育修得そのものを目的とした入学者も見られる。卒業生たちは、卒業後、福岡・北九州の地域の税理士として活躍しており、卒業生同士連携を保ちながら地域貢献が図られている。

なお、企業政策研究科は、令和 2(2020)年度入学生の募集を停止したため学生受入れはない。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

【学部（学士課程）】

アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）については、今後も大学ホームページ等を利用して学外への広報を強化するとともに、オープンキャンパスや進学説明会等の機会を通じて周知に努める。

さらに、入学試験制度及びその内容については、アドミッション・ポリシーに沿った入学者が確保されているか状況を検証しつつ受入れ態勢の更なる整備を図るとともに、奨学金に依存せず大学の魅力を周知することに従事し、優秀な人材の確保に努める。

また、特色ある教育内容を多くの受験生に理解されるよう高大連携（高大教育連携含む）における出張講義の強化、あるいは高校内ガイダンスへの積極的参加及び業者主催の進学説明会や高校訪問等による学生募集活動をより一層強化することが定員充足に繋がると確信する。

【大学院（修士課程）】

前述したように、入学定員に沿った適切な学生受入数の維持については、適切に図られていると考えるものの、入学者に関わる部分としては、以下の問題がある。

すなわち、法学研究科の学生構成について、資格取得（税理士試験科目免除）に結びつく税法専攻が大半となっている点である。それは、法学研究科の開講科目の一部について、専攻学生が集中していることを意味しており、適切とはいえない。そこで、今後は、学生の専攻の多様性を高めるため、「特修プログラム」等学内から進学する方法について積極的に活用することで、多様な専攻の学生を集めていく。それに合わせて、広報については、大学院固有の進学説明会のほか、ホームページの構成・表現にも工夫をし、法学研究科の内容が広く的確に伝わるようにする。また、指導可能な教員を確保することにより受験者の要望に応えられるよう努める。

なお、企業政策研究科は、令和 2(2020)年度入学生の募集を停止したため学生受入れに関する将来計画はない。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

【学部（学士課程）】

教職協働の体制として、教務委員会及び基礎教育センター運営委員会等に教員と職員が参加し、学修支援体制を整備している。

学修支援及び授業支援に関しては、学部を基本組織として、教務委員会等で全学的な調整を図りながら、具体的対策を取っている。

1) 履修指導

春（前期）と秋（後期）の履修登録にあたり職員と教員が協力して履修の説明に当たっている。

具体的には、1年次の春に履修指導ガイダンスや自然に学士課程教育に溶け込み大学の環境にソフトランディングできることを目標にした1泊2日のフレッシュャーズ・ミーティング（新入生対象の学外オリエンテーション）を実施している。在学生に対しては、学務事務室職員と教務委員が個別の履修指導を実施している。

2) 学修支援

1年次からセミナーや演習（ゼミ）の担当教員が担任として学生一人ひとりに細やかな指導を行っている。また、平成 29(2017)年度に導入し、平成 30(2018)年度より稼働させている「学生ポートフォリオシステム（Assessmentor アセスメンター）」に自己の学修成果の振り返りと学生生活の自己管理、さらには学生への教員対応記録を共有化している。

退学者対策として、各学部の演習担当者会議において欠席が多いなど特別な指導が必要な学生を抽出し、対応策に関する情報交換を行っている。

また、留年者の大半は成績不振が主因であるため、年2回（9月と3月）の成績相談会を開催し、保護者を交えた話し合いを行っている。この中で、成績不振に陥ったより詳しい原因を明らかにし、学生のタイプに応じたきめ細やかな指導を行い、学力が著しく低い学生については、基礎教育センターでの学修支援につないでいる。

3) オフィスアワー制度

全専任教員がオフィスアワーを週 2 コマ、非常勤講師は担当講義科目の前後に設定し、多様化した学生の要望に応え、細やかな指導を行っている。学生は各教員のオフィスアワーの時間帯を KIU ポータルやシラバスで確認でき、必要に応じて相談できる。

【大学院（修士課程）】

法学研究科

学修支援体制としては、1)カリキュラムの理解及び履修管理等の科目受講関係、2)院生研究室の管理、3)図書館図書利用関係、4)奨学金関係、5)修了後の進路関係等が挙げられる。

1) カリキュラムの理解及び履修管理等の科目受講関係

「九州国際大学大学院学則」及び「九州国際大学大学院法学研究科規則」に基づく管理を行い、その説明や状況把握、指導は、入学後の新入生ガイダンスをはじめ、指導教員及び大学院担当事務の学務事務室職員による個別相談等に対応している。

2) 院生研究室の管理

研究室内の主たる備品（机・椅子等）の管理から座席の割り当てまで、大学院担当事務の学務事務室職員が対応している。

3) 図書館図書利用関係

図書館事務室が対応している。

4) 奨学金関係

学生支援室が日本学生支援機構奨学金及び学費減免関係を担当し、学内の院生向け奨学金は、大学院担当教員が選考し、大学院担当事務職員が事務手続きを行っている。

5) 修了後の進路関係

キャリア支援室の担当となるものの、社会人院生が多いこともあり、近年の支援実績はない。

企業政策研究科

令和 2(2020)年度に募集停止になって以降、残った 3 人の院生の研究遂行を支援し無事に修了できるよう次のように支援している。

第一に、学内奨学金をはじめ、各種情報の提供である。

第二に、院生が研究を進めるために必要な図書購入の希望を図書委員がとりまとめ便宜を図っていることである。

第三に、研究室の環境など研究生活上の要望をくみ上げる手立てとして、全院生と研究科長による会見を行っている。

これらの取り組みはいずれも教職協働の体制のもとで進められている。

このように、教職協働による学修支援体制が構築されている。その他、法学研究科において、外部講師の講話や、文献検索法の業者によるデモ講座等がある場合、講義を円滑に進めるための教職協働の協調体制もできている。なお、転出・退職等で科目担当教員に欠員が出た場合、院生の要望を第一に、専任教員ばかりでなく、非常勤講師による補充も含めた科目配置に努めている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1) SA(Student Assistant)の活用

TA(Teaching Assistant)に代えて SA(Student Assistant)を配置しており、SA の活用等によって学修支援の充実を図っている。

全学部の1年次に対しては、自然に学士課程教育に溶け込み大学の環境にソフトランディングできることを目標にした1泊2日のフレッシュャーズ・ミーティング(新入生対象の学外オリエンテーション)に学生スタッフとしてSA制度を活用している。

また、1年次必修の演習科目「入門セミナー」クラスにSA制度を導入している。この目的は授業形式を双方向的な授業、グループワーク形式の授業へと転換し、授業の活性化を図ることである。その他、共通科目の「情報処理」、法学部の「社会実習1」、「リスクマネジメント実習」、現代ビジネス学部の「北九州学」、「グローバル経済と生活」などの科目にSA制度を活用している。

2) 障害のある学生への配慮

障害のある学生への配慮に関しては、定期試験での別室受験、試験時間の延長、PCを使用した受験を実施している。支援内容については、「九州国際大学における障がいのある学生への修学支援に関する基本方針」を定め、ホームページにおいて公表している。

3) 中途退学、休学及び留年への対応

Web上で成績と出席状況等が把握できるようになっていることから、学修状況に応じて指導援助を行うための共通理解が図られる体制が整っている。年に2回(9月と3月)の成績相談会では、主に取得単位数が不足気味の学生の保護者を対象に、演習担当教員が個別に面談し、退学、休学、留年[表2-2-1]へと至らないよう学生の指導を行っている。また相談会以外でも、単位取得不足や学生生活の悩みなどの問題のある学生に対して、演習担当教員がオフィスアワーなどを利用し、個別に相談や指導を行っている。退学や休学を希望する学生に対しては、演習担当教員が必ず面談し、学生からそのような決意に至った事情を詳しく聞き、面談内容を記述し残している。それにより退学や休学に至る原因の把握に努めている。

【表 2-2-1】

① 理由別の中途退学者数（過去3年間） (人)

理由	法学部			現代ビジネス学部			経済学部			国際関係学部			大学全体		
	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1
就学意欲の低下	1			2	7	8	3	1	3	2	2	1	8	10	12
進路変更（他の教育機関）	4	6	3	5	7	7	1	3	1	2	2		12	18	11
進路変更（就職）	3	2	3	4	7	14	10	6	5	3	2	1	20	17	23
経済的困窮	13	8	11	12	22	25	22	13	9	5	3	4	52	46	49
学力不足	2		1		4	3	4	2		1	1		7	7	4
身体疾患	2				3	2		1					2	4	2
心身耗弱			1		2	1	1			1			2	2	2
海外留学					1			1				1		2	1
その他		1		3		4	1					1	4	1	5
合計	25	17	19	26	53	64	42	27	18	14	10	8	107	107	109

② 理由別の休学者数（過去3年間） (人)

理由	法学部			現代ビジネス学部			経済学部			国際関係学部			大学全体		
	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1
就学意欲の低下							2		1				2		1
進路変更を検討	1					1	1	2					2	2	1
経済的理由			3			2	1	2	2				1	2	7
身体疾患	2	1	1	1		2		1	1				3	2	4
心身耗弱			1			2	3	1					3	1	3
留学	2	1			1	2				2	7	2	4	9	4
兵役						1									1
一身上の理由					1	5	1			1			2	1	5
その他							1		1				1		1
合計	5	2	5	1	2	15	9	6	5	3	7	2	18	17	27

③ 留年者数（過去3年間） (人)

学部	学科	H30	R1	R2
法	法律	15	16	22
経済	経済	12	17	12
	経営	8	12	5
国際関係	国際関係	14	10	13
合計		64	55	52

4) 資格試験受験料補助制度

各種資格試験の受験も積極的に進めており、法学部では法学検定、宅建、ビジネス実務法務検定など、現代ビジネス学部では経営学検定、経済学検定、日商簿記検定、統計検定、日経 TEST、TOEIC など、資格試験の受験料補助制度も行っている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

【学部（学士課程）】

学生が卒業するまでに具体的にどのような力を身につけ、どの程度の向上を図ることができたのか、自己の学修成果を振り返り、学生生活を自己管理するための仕組みができていないことが課題である。学修支援及び授業支援に関しては、引き続き、教務委員会等で全学的な調整を図りながら、教員と職員が一体となった支援を推進する。

平成 29(2017)年度に導入し、平成 30(2018)年度より稼働させている「学生ポートフォリオシステム (Assessmentor)」を活用し、単に入力を働きかけるのではなく、活用例を具体的に示すことで積極性を見出すように演習担当教員が学生を指導していく。

【大学院（修士課程）】

法学研究科

今後も総合的に連携のとれた学修体制を構築するとともに、院生の良好な学修環境が保持できるよう教職協働に努める。

企業政策研究科

在学院生全員が無事に修了できるよう、研究上の要望をくみ上げ改善に繋げる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

社会的・職業的自立に関する指導の役割を果たすためにキャリア支援室及び就職対策委員会を設置している。

1) 教育課程内における指導

1 年次から 4 年次にかけて、段階的かつ体系的なキャリア教育を導入している。

1 年次では、全学部全学科に必修科目として「キャリアデザイン」を配置し、卒業後の人生設計や職業に対する意識と理解を醸成する教育を行う。

2 年次では、「キャリアプラン」を通して、基礎学力の養成と就職活動に向けた業界研究を行う。

3 年次では、「キャリアプラン実践」を配置し、SPI 対策や社会常識・マナーといった社会人基礎力を養い、来る就職活動への準備を進める。

4 年次及び過年度生に対しては、演習担当教員とキャリア支援室スタッフが情報共有し、総力をあげて就職活動をバックアップする「全員連絡&個別面談」を徹底している。

また、「インターンシップ」では、学生の受入れ先の拡充と参加学生の増大に、力を入れ

ている。受入れ先の斡旋に関して北九州商工会議所と協定を結ぶとともに、キャリア支援室としても学生の関心の高い企業を中心に新規開拓を継続的に行っている。

その他、法学部では「キャリア・チュートリアル」を1年次から4年次まで配置し、少人数教育体制で徹底した就職指導を展開している。

2) 教育課程外における指導

学生の職業意識の喚起や企業や業界に対する視野を広げることを目的に、キャリア支援室では各種就職講座や業界研究セミナー（10月）、就勝ステップアップ研修（2月）、しごと研究フェア（2月）などの就職活動プログラムを実施した。

特に10月に9日間（25社参加）開催した業界研究セミナーには、延べ689名の学生が参加し、各業界の状況や仕事内容についての理解を深め、志望業界・職種を絞り込んでいく上で有益な場となった。

3) 就職・進学に対する相談・助言体制

4年次の6月から「全員連絡&個別面談」を実施している。演習担当教員とも連携して、個々の学生の就職活動状況に関する情報の共有や、就職未活動生に対する意欲の喚起に努めている。

また、キャリア支援室常駐の「就職アドバイザー」とも細かく連携を図り、学生一人ひとりの適性を見極めた就職支援を実施している。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

経済学部、国際関係学部においては法学部における「キャリア・チュートリアル」に相当する科目が配置されていなかったが、両学部を統合し、平成29(2017)年に開設された現代ビジネス学部では、必修科目である「卒業研究」を通じた4年次への就職指導の改善が期待される。これは、同科目の担当教員は3年次の演習（ゼミ）科目担当による持ち上がりであることから、これまでの指導経験に基づいた個々の学生へのきめ細やかなサポートが可能であることや、法学部に次いで4年次のゼミなし学生が解消され、キャリア支援室との連携も行いやすくなると見込まれるからである。

「インターンシップ」においては担当教員とキャリア支援室が連携して、学生のニーズや就職状況の変化に合わせ事前・事後教育も含めたプログラムの改善を図っていく予定である。また、受入れ先企業の開拓や実施形態の多様化などインターンシップ機会の拡充を図るとともに、1・2年次への周知にも力を入れ、参加学生の増大に継続的に取り組んでいく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「九州国際大学第三期中期計画」では、「戦略Ⅳ[学生支援]：学生主体の大学生活支援で学生満足度を高める」とあり、具体的には、「1. 学生支援機能の充実に関する目標と達成方策」として、次の 5 つを掲げている。

すなわち、①学修支援、②地域社会を活用した学生の社会的自立の支援、③課外活動支援、④生活支援、⑤学生の学修環境の整備、である。

そのために、本学では、学生に対する学修支援、生活支援体制を整備するとともに、教職員が連携して学生の指導にあたり、学生が学修に専念し安定した学生生活を送ることができるように適切な学修環境の保持に努めている。

1) 学生サービス、厚生補導のための組織について

学生サービス、厚生補導のための組織として学生支援室、保健室を設置している。学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるように学生支援室が中心となってその役割を担っている。

学生生活全般に係わる案件について、学生生活を支援する教職員の組織である学生サービス委員会を定期的で開催し、情報の共有及び審議を行い、学生サービスに関しての適切な対応を行っている。

2) 経済的支援

奨学金等の経済的支援措置については、学内奨学金制度を充実させるとともに学外奨学金の活用を周知し学生への経済的支援に積極的に取り組んでいる。

学内奨学金には、課外活動優秀者に対するサークル奨学生、成績優秀者に対する学術奨学生[表 2-4-1]を設けている。

【表 2-4-1】学術奨学生 (人)

年次	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1 年次	—	—	4	3
2 年次	6	15	14	14
3 年次	6	14	14	14
4 年次	6	7	13	12

また、平成 27(2015)年度から経済的理由により学修困難な学生に対し、授業料の減額をすることによって、経済的負担を軽減することで学修を支援することを目的とする経済支援奨学生[表 2-4-2]を設けているが、高等教育の学修支援新制度導入に伴い、令和 2(2020)年 4 月より、経済支援奨学生（在学生）の募集を停止している。ただし、経済支援奨学生

(予約型奨学生)は、最長で4年間は更新できることとなっている。

[表 2-4-2]

① 経済支援奨学生(予約型奨学生) (人)

令和元年度	令和2年度
23人	17人

② 経済支援奨学生(経済支援奨学生) (人)

平成29年度	平成30年度	令和元年度
31人	30人	31人

その他、留学生支援として「九州国際大学私費外国人留学生授業料減免に関する規程」に基づき、授業料の減免をすることによって経済的な負担を軽減し修学を支援することを目的として、50%を限度とした減免を行う私費外国人留学生授業料減免制度[表 2-4-3]を設けている。

[表 2-4-3] 私費外国人留学生授業料減免者 (人)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	春(前)	秋(後)	春(前)	秋(後)	春(前)	秋(後)
学部	72	97	72	125	91	117
大学院	1	1	1	1	0	1

学外奨学金としては、主に高等教育の修学支援新制度、日本学生支援機構[表 2-4-4]や地方自治体の奨学金制度の活用を促しており、九州国際大学同窓会からの給与型奨学金[表 2-4-5]も用意されている。また地方自治体による奨学金では、毎年数人が採用されている。

[表 2-4-4] 日本学生支援機構採用者 (人)

平成29年度		平成30年度		令和元年度	
第一種	第二種	第一種	第二種	第一種	第二種
363	638	401	624	482	633

[表 2-4-5] 九州国際大学同窓会給与型奨学金受給者 (人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
日本人学生	15	15	19
外国人留学生	1	6	4

また、納期に学費等を納入できない特別の事情がある場合については、納付期限の延長あるいは分割して納入することができるようになっている。

3) 課外活動支援

課外活動支援として学生で組織している学生自治会執行委員会、体育会本部、文化会総務委員会、大学祭実行委員会(以下「四協団体」という。)への学生自治会活動を支援している[表 2-4-6]。各団体は月1回の会議を開催し、サークル活動の活性化に努めている。また、拡大自治会連絡協議会を開催し、教職員と「四協団体」学生との意見交換の場を設

け、学生がより良い学生生活を過ごせるよう学生の要望を把握することに努めている。この会議で出された意見や要望について、毎年、学長懇談会を開催し、学生の意見を反映できるように学生サービス等の充実を図っている。

【表 2-4-6】「四協団体」に所属している団体数・学生加入総数（5月1日現在）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
体育会系サークル	22 団体	22 団体	23 団体
文化系サークル	10 団体	16 団体	18 団体
学生加入総数	808 人	778 人	660 人
在学生に対する割合	42.1%	38.7%	31%

また、学生による「地域社会貢献」としてのボランティア活動においては、毎年恒例の八幡東区の「まつり起業祭八幡」、地元町内会の「防犯パトロール」等、様々なボランティア活動に積極的に参加している。学生支援室はそれらのボランティア活動に教職員自ら参加し、積極的に支援している。

さらに、サークルの学内外の指導者間の連携強化を一層図る必要があるため、サークル指導者研修会の開催や指導者との情報交換ができる場を設けている。

4) 学生の心身に関する支援

学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等に対しては、保健室とカウンセラーが対応をしている。保健室では、健康診断及び事後措置等の通常の保健室業務のほか、健康教育や相談業務を中心にした活動を行っている。やわらかカフェ（学生相談室）には、カウンセラーを配置し、心身ともに健康な学生生活の実現に努めている。また学生の居場所づくりのため、さまざまなイベントを開催し、学生同士の交流の場や学生相談への親近感を高めることに寄与している。

健康診断受診率は、平成 29(2017)年度 96.4%、平成 30(2018)年度 95.2%、令和元年度 97.3%と高い受診率を維持している。

保健室の利用状況は、平成 29(2017)年度 3,447 人、平成 30(2018)年度 3,075 人、令和元年度 3,229 人であった。

保健室内での健康教育として、「感染症の予防」、「禁煙」等に関して指導しており、保健室外では、「AED（自動体外式除細動器）講習会」を平成 29(2017)年度 1 回実施し 19 名の参加、平成 30(2018)年度 2 回実施し 18 名の参加、令和元年度 2 回実施し 32 名の参加であった。大学祭では、食中毒防止の模擬店指導等の活動をしている。

また、AED のアンケート調査、新入生ガイダンスにおける保健室の広報やホームページでの健康情報の記事掲載等により学生へ健康情報の発信を行っている。

さらに、平成 24(2012)年度より、毎月、カウンセラー、保健師、学生部長、学生支援室職員、学務事務室職員、入試・広報室職員の懇談会を開催し、心理面で不安定な学生の情報交換と対応の確認を行っている。

その他、ハラスメント防止のための措置としては、「九州国際大学ハラスメント防止に関する規程」に基づき、委員会を設置している。学生には「九州国際大学ハラスメント防止

に関する規程」を、『学生便覧』やホームページに掲載している。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

毎年、拡大自治会連絡協議会と学長懇談会を開催し、そこで学生の様々な意見・要望等を受けて、それらをベースにしながら、学生サービス等の充実を行っている。

拡大自治会連絡協議会においては、「四協団体」より複数の代表が参加し、学生部長、教務部長、学務事務室と学生支援室の職員も出席して、意見交換や学生の要望等を把握し、その後に開催される学長懇談会では、特に学生の強い意見・要望については反映できるような仕組みとなっている。今後もこれまで同様に毎年、拡大自治会連絡協議会と学長懇談会を開催し、そこで学生の様々な意見・要望等を受けて、それらをベースにしながら学生サービス等の充実に取り組んでいく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

大学設置基準を上回る校地及び校舎を整備し、その施設・設備は、質及び量の両面において教育課程の運営に十分なものであるだけでなく、安全管理の面を含めて、施設・設備は整備され有効に活用されていると判断している。また、大規模改修・修繕工事等については、年次計画を策定し、長期休暇期間を利用して施工している。

本学の校地及び校舎は、北九州市八幡東区平野（以下「平野キャンパス」という。）に設置され、全ての建物は平成になって建設されたものであり、建築基準法に定める耐震基準を満たしており、耐震性は問題ない。

平野キャンパスの建物は、1号館（学長等役職者の執務室、事務室、保健室、会議室等）、2号館（教室、基礎教育センター、スタディ・スペース、学生フリースペース）、3号館（教室、事務室）、研究棟（教員研究室、会議室、大学院自習室、ラウンジ等）、メディアセンター（図書館、教育情報ネットワークセンター、情報教室、システムカフェ）、KIU ホール（大教室、学生食堂、大学生協、学生自治会室）、KIU ドーム（体育館、武道場、トレーニングルーム、部室）の7棟と運動場（多目的グラウンド、テニスコート）で構成されている。

2号館及び3号館の多くの教室には、プロジェクター、マイク、パソコン(PC)等の教育用機器及び学内LAN(有線・無線)を整備しているほか、3号館4階と5階にあるアクティブ・ラーニング教室では、小型プロジェクター、モバイルノートPC、無線LAN、電子黒板等のICT設備が充実し、ゼミや授業で、学生のコミュニケーション能力を向上させるために、グループワークやグループディスカッションをするための環境を整備している。

施設・設備の日常的な管理業務については、法人総務室施設整備グループが行い、各種保守点検作業は専門性を有する業者に外部委託し、安全な管理運営を実施しており、学修環境の整備及び運営管理に努めている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

【情報サービス施設】

本学におけるICT教育環境の中核をなす設備として、教育情報ネットワークセンターを設置している。センター内には「PC教室」4教室に160台、自由利用フロア「システムカフェ」に40台、計200台の教育用パソコンを有するほか、全席に情報コンセントを装備し、ノートPC等の持ち込みに対応した視聴覚室「マルチメディア教室」1室を設置している。

教育情報ネットワークセンター以外に設置する主なICT教育設備として、3号館にPC4教室に36台、1号館及び3号館のアクティブ・ラーニング対応ゼミ教室(10室)にノートPC全52台を有している。

全てのパソコンが学内ネットワークに常時接続され、高速なインターネット接続環境を提供し、各教室は情報処理関係の講義のみならず、演習、語学、専門科目等においても広く活用されている。

自由利用フロア「システムカフェ」は講義時間に関わらず終日開放されており、講義の合間の調べ物や、グループでの発表資料作成などに活用されている。インターネットカフェ的な休憩設備と共同学習空間を融合したコミュニティスペースとして人気があり、学生の滞在時間拡大にも寄与している。

Windowsドメインによる管理システムを採用し、全学生にID・パスワードを発行し利用を徹底することで、利便性の高いサービスを提供しつつ、ユーザー認証等の使用経験を通じてセキュリティ意識を涵養している。

電子メールやファイル保存用のストレージには、クラウドサービス「Office 365 Education」を教育用・事務用共に採用し、学内外を問わず利用可能としている。「Teams」を利用したライブ配信型遠隔講義にも対応している。

令和元(2019)年度には、全ての教室と食堂、体育館などの施設に無線LAN(Wi-Fi)環境を整備し、本学学生は持参したノートPCやスマートフォンをキャンパス内のどこでもネットワークに接続することが可能となっている。

【図書館】

本学図書館は、メディアセンターと称される5階層の建物のうち2階から5階部分が該当している。そのうち閲覧スペースが1,980.9㎡、書庫スペースは915.7㎡を占める。館内には、車椅子席を含む閲覧席を全体で333席配置している。設備面として大学院生用の

研究個室が4室あり、グループ学習や演習（ゼミ）などにも対応できるアクティブ・ラーニング型の自習室やラーニングコモンズを設置している。また、シラバスに掲載している参考図書を集約した専用のコーナーを設けている。AVコーナーにはDVDプレーヤー用のブースが設置されており、ビデオ学習や映画等を視聴することができる。その他、蔵書検索用以外で2階に5台のパソコンを配置している。学生がインターネットを活用した情報収集や課題作成に取り組めるようにしている。

令和元(2019)年度の開館状況は276日開館し、平日（月～金）は9時10分から20時00分、9時10分から18時00分と2通りの開館時間で運営している（定期試験中は20時00分まで）。年間で延べ約570,00人が利用している。

図書館の蔵書は令和2(2020)年3月31日時点で和書約38万6千冊、洋書8万9千冊となっている。学術書の割合が高い傾向にあるが、近年では学生の読書意欲の向上や教養教育の充実を図るため、学生からの希望図書や一般教養書も積極的に収集している。令和元(2019)年度の新しい取り組みとして、テーマを決めて図書の展示（紹介）を行っている。一方で、書庫の狭隘化が進んでおり、資料保存と書架の確保に努めるために資料収集や除籍に関する諸規程を制定し、平成26(2014)年4月1日付で施行している。長い歴史の中で整備された蔵書資料の有効活用もさながら、網羅的な収集からの転換を図り、カリキュラムやシラバスに沿った資料収集に重点を置き、学部用図書の選書は図書委員（教員）が行っている。

情報化に関しては、平成8(1996)年に図書館業務用システムを導入以来、国立情報学研究所の目録所在情報サービス(NACSIS-CAT/ILL)に参加しており、目録情報の共同利用や他大学図書館との相互貸借も活発に行っている。2・3階には、蔵書検索用のパソコンを計6台、グループ自習室に1台設置しており、蔵書資料の検索を自由に行うことができる。また、利用者のレファレンスや資料収集に供するため、電子ジャーナル、新聞記事検索、判例検索のデータベース等を契約している。

また、学生の図書館利用を推進するための試みも常時行われている。情報リテラシー教育の一貫として「入門セミナー」のクラスで授業と連携して図書館ガイダンスを実施している。館内ツアーや本探し、蔵書検索の利用方法について時間をかけて解説している。令和元(2019)年度は、「入門セミナー」の27クラスの全てが受講した。平成28(2016)年度から4年連続して受講率は100%を達成している。令和元(2019)年度の新しい取り組みとして、法学部では2部構成でプログラムを作成し、館内ツアーや本探しに加え、パソコン教室で文献検索演習や新聞記事検索を活用した講習会を実施した。現代ビジネス学部地域経済学科では共通テキストである「2019入門セミナーテキスト」を教材として活用し、テキストに記載されている図書館の利用方法、チェックテストなどをガイダンス時に実施した。現代ビジネス学部国際社会学科では担当教員による館内ツアーを実施した。

地域連携活動として平成28(2016)年度に締結した福智町との教育連携事業は4年目となり、中学校3校でビブリオバトルを活用した授業支援を行った。本学の学生14名（延べ人数）が参加し、中学生とコミュニケーションを取りながら生徒たちのレジュメシートや発表の練習のアドバイスを行った。特に教職課程を受講している学生にとっては教育実習の成果を発揮し、自身の学びを深める場としても有益となっている。

また、ビブリオバトルを活用した新しい地域貢献活動として、筑後地区高等学校図書委

員合同研修会のコーディネートを行った。図書館長の講演や本学学生のプレゼンテーション、ワークショップにおいて高校生の指導を行った。

【体育施設】

体育施設については、平野キャンパスに体育館（1,558.8 m²）、トレーニングルーム（体育館に付設）並びにサッカー、ラグビー、テニス、ソフトボールなど多様な競技に対応できる人工芝グラウンド「KIU フィールド」（14,526.7 m²）を有しているほか、北九州市若松区に野球専用グラウンド（48,195.0 m²）を所有している。

体育施設は、学生が授業で利用するほか、授業が行われない時間帯は、サークル活動で利用しており、利用時間は、9時00分から19時30分までとなっている。課外活動での体育館の使用については、各クラブに時間の割り振りを行い、学生支援室が、①体育の授業、②学校行事並びにこれに準ずる行事、③課外活動、④本学主催のスポーツの対外試合等を把握し、適切に管理を行っている。また、多目的グラウンドについても、各クラブの練習に支障がないよう使用時間帯の調整を図っているほか、地域交流行事等で使用している。

トレーニングルームについては、平成30(2018)年度に老朽化した器具を全て最新の器具に更新すると共に、安全面を考慮してレイアウトの見直しを行うことで、トレーニング設備・機能の充実を行った。トレーニングルームのリニューアルに伴い、学生には、使用説明会の受講を義務付け、安全で快適に利用できるよう指導している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

平野キャンパスの建物は、バリアフリー対策を行っており、学内各所にスロープ、手摺り、身体障害者専用駐車場を設置し利便性に配慮している。各建物には、自動ドア、エレベーター、多目的トイレを設置し、各教室については、車いすでも利用できる机を整備している。

また、学内のトイレについては、和式便器を洋式（ウォシュレット付）に順次改修し、障害を持つ人も使用しやすいよう機能の向上を図っている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

少人数教育を基本とし、学生一人ひとりを育てる教育を行っている。そのために、授業科目によって1クラスの受講生数の上限を設けている。

「演習科目」では、15人から20人のクラスで上限基準を設けている。

「語学科目」では、1クラス40人の上限基準を設けている。

「講義科目」では、1クラス150人の上限基準を設けている。

なお、履修希望者が多い授業については、当該科目の開講数増の検討や、配当年次、卒業要件及び免許・資格に必要であることを優先順位として抽選を行い、適正な人数になるようにしている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

多くの建物が 20 年以上前の竣工であるため、施設の老朽化により、定期的な施設・設備の保守点検、維持管理を行い、教育活動を運営するために最適な状態を保つことが必要であることに加え、竣工時のキャンパス事情から、現在の教育活動に求められる機能が大きく変容していることから、現状の機能・用途に見合ったキャンパスにリニューアルする必要があるため、5 カ年計画でキャンパス・マネジメントを実施する。

「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画」におけるキャンパス・マネジメントの取り組みにあたっては、新築してから解体までに必要な総費用、建物のライフサイクルコスト（LCC）の考え方を導入し、効率的な建物管理を行うことを念頭としたランニングコストの削減が重要なミッションとなる。そのための行動計画としては、以下のような対応を実施する。

- ・建物の経年劣化を抑えるために定期的な修繕を行う。
- ・エネルギーの最適化を図るために省エネ性能が高い空調機器を導入し、建物の構造で熱を遮断するよう工夫する。
- ・防災対策にすることで安全な環境を保持する。
- ・備品の管理を徹底し、可能な限り備品のシェア利用を促進する。

こうした建物の「機能」だけではなく、外観等も併せて、魅力的なデザインに変更することによって、資産価値を維持するマネジメントとして実施する。更に大きな支出を伴う設備投資については、業務のルール化（業者選定）を図り、効率的かつ効果的な発注に努め、支出負担行為の合理性を高める。実施した施行実績については、修繕・保全実績の見える化を図り、次期事業計画の策定のため、基礎情報として蓄積する。実際に収集した基礎情報を基に「修繕スタイル」から「保全スタイル」に転換し、5 カ年計画の 2 年目を目途に緊急性のある事業に着手し、3 年目以降に保全スタイルに転換し、余裕資金を活用した積極的設備投資を実施する計画である。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

毎年、各学期末に授業科目の改善・改革を進めるために学生による「授業評価アンケート」を実施し、Web 上で回答している。

このアンケートは、13項目の共通質問事項と学生による自由記述欄の記入から構成されており、共通質問項目は後日、集計・分析され、FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会を経て、各教授会にて公表される仕組みとなっている。

アンケート結果は教授会において全教員に公開回覧されるが、個別的にも担当教員にはアンケートの数値結果と自由記述欄の内容が通知される。各教員は前学期のアンケート結果を踏まえて、今後の授業運営・改善に活かすべく、「教員コメント」を作成し、返却することが求められている。結果については、講評とともに科目分野別のデータ・評価、教員コメントをファイルに綴り、ホームページに授業アンケート結果を掲載し公開している。学生には、KIU ポータルに掲載し公開しており、全学で教育目標の達成に取り組み、点検・評価するように努め、また授業改善に向けたフィードバックに努めている。

さらに、アンケート結果を踏まえて、次学期の授業運営に反映させるため、結果の良い教員に対しては担当する科目の分野別に優秀教育教員として表彰し、結果が芳しくない教員に対しては、学部長面談等を行っている。次学期アンケート結果に改善が見られない場合は必要に応じて、役職者による面接等を行うことにしている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

保健室では、入学時に「健康調査表」の提出を求めており、学生の健康状態を把握し、在学中の健康管理の資料として使用している。やわらかカフェでは、健康診断時にメンタル面でのアンケートを実施し、心配な学生には面談を行っている。また毎月、カウンセラー、保健室、関係部署による定例会を開催し、学生の情報交換と対応の確認を行っている。

学生への「学生満足度アンケート」は、KIU ポータルを利用した Web 上での回答方法にて実施している。このアンケートは学生生活における学生の満足度や生活実態について、調査を行うことで学生がより充実した大学生活を送るための改善などに役立てている。

学生個々の情報については、KIU ポータルを活用している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

施設・設備については、「学生満足度アンケート」の自由記述や学長懇談会に寄せられた学生からの要望を取り上げ、関係部署に要望内容を提出し、改善内容に応じて段階的に改善に努めている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

Web 上のアンケート実施によって学生の利便性は向上したものの、アンケートの入力は自主性に委ねられているところが大きい。教員から実施を呼びかけているが、加えて、アンケートの意義について学生に広く周知し理解してもらうことで回答率を向上させ、学生の意見・評価をより適切にフィードバックさせる。

【基準2の自己評価】

学生の受入れは、大学全体と各学部・研究科のアドミッション・ポリシーに明確に定められ、ホームページ、『入学試験要項』等を通じて社会に広く周知されている。入学者選抜は、このポリシーに基づいて多様な入試区分を通じて適切に実施されている。

平成 29(2017)年度に学部改組を契機に入学者数に対する入学者数の割合は、平成 30(2018)年度、令和元(2019)年度といずれの学部学科においても入学者数を充足した。令和 2(2020)年度は法律学科 112%、地域経済学科 113%、国際社会学科 95%となり、入学者数を全体としては 106%となった。

このように、令和元(2019)年度までの3年間にわたり全ての学科において入学者数を定員超過し、令和 2(2020)年度は国際社会学科を除く全学科で入学者数を超過することとなった。また、収容定員に対する在籍者の割合が 100%に充足する状態を維持するためにはこれまでの取り組みを継続していく。

また、教職協働に基づいて様々な学修支援体制が整備されている。例えば、新入生に対する履修指導ガイダンスやフレッシュャーズ・ミーティング（新入生対象の学外オリエンテーション）や、学務事務室職員と教務委員による在籍生に対する個別履修指導の実施が挙げられる。欠席が多い学生への対応を演習担当者会議において協議することや、成績相談会において保護者を交えた話し合いを行うことは、退学者対策における教職協働の取り組みの一環である。さらに、日常的な学生への学修支援として、SA の活用や学生を対象とした各種アンケート結果の教育へのフィードバックが行われており、適切な学修環境を整備する努力が払われている。

平成 29(2017)年度に導入し、平成 30(2018)年度より稼働させている「学生ポートフォリオシステム (Assessmentor)」は、学生が卒業するまでに具体的にどのような力を身につけたかという、学修成果を「見える化」することがこのシステムの目的である。このシステムの定着は「内部質保証」を支える重要な柱である。

学修支援及び授業支援に関しては、引き続き、教務委員会や学生サービス委員会等で全学的な調整を図りながら、教員と職員が一体となった支援を推進する。

キャリア教育については、「2-3. キャリア支援」において詳述した様に、カリキュラムの内外において1年次から4年次に至るまできめ細かな指導がなされている。

ハード面では、大学設置基準を上回る校地・校舎を整備し、その施設・設備は質及び量の両面において教育課程の運営に十分なものであるだけでなく、耐震基準も満たしており、その他の安全管理の面を含めて、問題ないと判断している。

以上のことから本学は、学生受入れ、支援、学修環境の整備について組織的仕組みができており、「基準2. 学生」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、「学校教育法施行規則」の改正において策定・公表が義務付けられたことに伴い、「塾的精神」をもって教育し、地域社会にとって「有為な人材」を養成することを基本理念とし「九州国際大学学則」第 1 条及び「九州国際大学大学院学則」第 2 条に定める、「北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」を共通目的として、大学全体のディプロマ・ポリシーに基づいて各学部学科のディプロマ・ポリシーを策定するとともに、大学院研究科においてもそれぞれのディプロマ・ポリシーを策定しており、ホームページ、『学生便覧』等に掲載し周知している。

【学部（学士課程）】

九州国際大学のディプロマ・ポリシー

本学の建学の理念である「塾的精神」による人材養成を基本理念とし、学則第 1 条に定める北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成することを目的としています。

本学の課程を修め、124 単位の単位取得と必修等の条件を充たした上で、以下の項目を体系的に修得した者に学位を授与します。

【知識・理解】

- ① 人文社会自然科学を基礎とした幅広い教養を身につけている。
- ② 学位の専攻分野の専門的知識と技能を身につけている。

【思考・判断】

- ③ 幅広い教養と専門分野の知識から論理的に考える能力を修得しており、その知識を使って現代社会の問題を分析し考察することができる。
- ④ 現代社会の多様なフィールドにおける諸課題の解決に向けて、的確な学際的考察及び総合的判断ができる。

【関心・意欲・態度】

- ⑤ 現代社会の諸課題に対して自ら積極的に関心をもち続け、現代社会に貢献することができる。
- ⑥ グループで協力しながら問題を解決する態度、生涯学び続け成長し続ける意欲を修得している。

【技能・表現】

- ⑦ 必要な情報を幅広く収集し、的確に整理・分析することができる。
- ⑧ グローバル化した現代社会において、活躍できる高度なコミュニケーション能力を身につけている。

【大学院（修士課程）】

法学研究科のディプロマ・ポリシー

法学研究科の教育目的は、「塾的精神による人材育成」という建学の精神のもと、企業や行政の現場で発生する様々な問題を解決するための法知識を修得した高度専門職業人の養成と、現代社会の複雑化、高度化及び国際化に対応するため、多角的国際的視野を持った人材の養成である。その教育目的を踏まえた形で、「①法律・政治の分野における高度専門職業人として必要な知識を修得し活用できる、②法律・政治に関する研究テーマを自分のものとして修得し活用できる、③修得した高度専門的知識及び研究テーマに関する知識・考察を地域社会等に還元できるという能力を備える」というディプロマ・ポリシーを策定しており、その内容は大学ホームページ及び『学生便覧』等で周知している。

企業政策研究科のディプロマ・ポリシー

企業政策研究科の教育目標は建学の精神を踏まえて、北九州の地域に立脚し、国際的視野をもち、理論・実践両面に明るい専門的な企業実務能力を備えた高度職業人の養成である。このような教育目標を達成するために「①企業政策に関する学問の知、理論を修得し、活用できる、②現代経済社会における複雑な事柄を問題として把握し、簡単には答えの見出せない問題を解明していく能力を修得し、活用できる、③経営政策および企業環境に関する専門知識を基礎に地域社会や国際社会に貢献する能力を修得し、活用できる」というディプロマ・ポリシーを策定しており、その内容は大学ホームページ及び『学生便覧』等で周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、学則に単位認定、卒業認定、修了認定等の基準を定めている。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等については『学生便覧』に明示し、評価方法についてはシラバスで公表し、学生及び教職員へは、『学生便覧』に加えて、KIU ポータル等を活用して周知を図っている。

【学部（学士課程）】

単位認定基準は、「九州国際大学学則」第 34 条及び「九州国際大学修学規程」第 11 条・第 12 条、進級基準は、「九州国際大学修学規程」第 8 条の 2、卒業認定基準は、「九州国際大学学則」第 37 条・第 38 条に定められている。

また、「九州国際大学修学規程」第 4 条において別表で学部学科別の授業科目及び単位の履修方法を定めている。

【大学院（修士課程）】

単位認定基準は、「九州国際大学大学院学則」第14条及び「九州国際大学大学院法学研究科規則」第6条・第7条、「九州国際大学大学院企業政策研究科規則」第6条・第7条、修了認定基準は「九州国際大学大学院学則」第17条・第18条に定められている。

また、「九州国際大学大学院学則」第12条・第13条において別表で研究科別の授業科目及び単位の履修方法を定めている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【学部（学士課程）】

1) 単位認定基準

単位認定基準は、100点満点の60点以上を合格、59点以下を不合格としている。成績の表記は、AA（90点以上）、A（80点以上90点未満）、B（70点以上80点未満）、C（60点以上70点未満）、F（60点未満）としている。単位認定基準及び成績評価基準については、「九州国際大学学則」及び「九州国際大学修学規程」に定め、ホームページや『学生便覧』等で周知している。

単位認定については、シラバスに記載された「到達目標」、「評価方法」、「評価基準」を基に客観的な成績評価を行っている。また、成績評価の公平性を保つ工夫として、成績評価について疑義がある場合には、教員に対して確認を依頼することができる仕組みを構築している。

2) GPA 制度

GPA(Grade Point Average)制度を導入し、一定期間内の履修及び学修状況を学生自らが把握できるようにしている。また、この数値は、各学部学科における修学指導を行う際の指標として活用するほか、奨学金給付対象者の選考、卒業に際しての学業成績優秀者表彰の選考及び派遣留学の対象者選考等の基準に用いている。

3) 進級基準

進級基準は、全学科において、2年次から3年次、3年次から4年次に進級する際に設けており、「九州国際大学修学規程」で定め、『学生便覧』を通じて学生に周知している。

4) 卒業認定

卒業認定は、4年以上（編入学及び転入学の場合は在学すべき年数以上）在学し、かつ、所定の授業科目を履修し124単位以上修得した者について、教務委員会を経た上で教授会において審議され、学長は教授会の議を経た者について卒業を認定している。

5) 大学以外の教育施設等における学修の単位認定

他の大学又短期大学、大学以外の教育施設及び入学前に他の大学・短大で修得した単位は、教育上有益と認められる場合、「九州国際大学授業科目及び単位の認定に関する規程」に基づき、合わせて60単位を超えない範囲で卒業要件単位として認めている。

また、編入学・転入学した者については、修得した科目等を本学における履修により修

得したものとみなして 62 単位を超えない範囲で卒業要件単位として認めている。

単位の認定は、各学部教務委員会で発議し、全学教務委員会で原案を作成して教授会での意見聴取の後、学長が決定している。

6) 科目等履修生

科目等履修生の受入れは、学則に定めるほか「科目等履修生規程」を定め、教務委員会を経た上で教授会において審議され、学長が許可している。出願資格は、学則に定める大学の入学資格を有する者とし、試験において合格した授業科目については、教授会において認定し、当該履修生に単位修得証明書を発行している。

【大学院（修士課程）】

1) 修了要件と修了認定

大学院の修了認定基準については、「九州国際大学大学院学則」第 18 条で、「大学院に 2 年以上在学し、第 15 条に定める単位を修得し、かつ以下の要件を充足するものとする。」と規定している。すなわち、その要件とは、

- (1) 学位論文の審査及び最終試験に合格すること。
- (2) 「九州国際大学大学院法学研究科規則」及び「九州国際大学大学院企業政策研究科規則」（以下「研究科規則」という）第 4 条第 1 号に定めている 32 単位以上（研究指導教員の担当する講義 4 単位、演習 4 単位及び研究指導 4 単位を含め合計 32 単位以上）を修得することである。

また、授業科目の単位認定基準については、研究科規則第 7 条に定める成績評価基準に基づいており、優、良、可、不可の 4 段階で評価し、可（60～69 点）以上を合格として単位を認定している。

2) 学位論文の作成と提出

修士課程の学位論文（以下「修士論文」という）の提出については、「修士課程の学位論文は、在学期間中に提出しなければならない。」として、「九州国際大学学位規則」（以下「学位規則」という）第 4 条第 1 項に定めており、修士論文を提出しようとする者は、「学位規則」第 4 条第 2 項に基づき、課程修了予定の 1 年前までに、大学院学則第 12 条に定める授業科目について、20 単位以上を修得する必要がある。

また、修士論文を提出しようとする者は、「研究科規則」第 5 条第 1 項に基づき、演習の担当教員を指導教員とし、履修科目及び修士論文について研究指導を受けなければならない。なお、提出する修士論文は、「修士論文作成要領」に基づき、作成し提出することになる。

3) 学位論文の審査と最終試験

提出された修士論文は、「学位規則」第 6 条第 1 項に基づき、法学研究科教授会で選出された 3 名の教員（慣例として指導教員を主査とし、別に副査を 2 名選出）で構成された審査委員会が審査する。

また、修士課程の最終試験は、「学位規則」第 5 条第 1 項第 2 項に基づき、所定の単位

を修得し、かつ修士論文を提出した者に対し、提出された修士論文を中心として、これに関する研究領域につき、口述試験により行う。なお、その審査にあたっては、各研究科の「学位論文等審査基準及び最終試験実施要領」に基づき行っている。また、修士論文審査結果については、「学位規則」第8条、第9条第1項に基づき、各研究科教授会に報告され、研究科教授会はその報告をもとに修了判定を審議し、学長は研究科教授会の意見を聴取し学位を授与し、学位記を交付する。

4) 科目等履修生

科目等履修生についても、一定の基準のもと、厳正な運用をしている。すなわち、科目等履修生については、「大学院科目等履修生規程」第2条に基づき、「九州国際大学大学院学則」第19条の規定に定められた入学資格を有する者に限り受入れを行うとともに、科目等履修生を志望する者がある場合は、「九州国際大学大学院学則」第27条第1項に基づき、履修希望科目を担当する教員の承諾の上、法学研究科教授会において選考し、学長が履修を許可している。なお、科目等履修生制度については、大学ホームページ等で周知している。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

【学部（学士課程）】

単位認定、卒業要件等の基準については、学則に基づいて、厳正に運用され教授会で意見を聴取し、学長が学士の学位を認定している。

学生が十分な成績を修めるために、授業時間だけではなく事前・事後の学修が不可欠であるが、シラバスにおいて「準備学習等」で自己学習の方法等を明示した内容を、学生の興味・関心を高め授業時間を充実したものにするために、教室外での学習方法・内容について授業の中で具体的に指導を行っていく。

試験の実施を含む適正な成績評価システムは、引き続き検討する。また、シラバスの「評価基準」の欄に任意ではあるが、昨年の試験問題を簡潔に明記するようにしている。学生への試験問題の正解や模範解答の開示等も視野に入れつつ、厳格な成績評価の仕組みを引き続き検討する。

【大学院（修士課程）】

単位認定、学位論文の審査は適正に行われ、学則に基づいて、修了が認定されている。引き続き必要な教員の確保に努力しながら、科目の充実を図る。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、3-1-①で示したディプロマ・ポリシーに対応したカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針と教育方針）を策定しており、大学全体のカリキュラム・ポリシーに基づいて各学部学科のカリキュラム・ポリシーを策定するとともに、大学院研究科においてもそれぞれのディプロマ・ポリシーに対応したカリキュラム・ポリシー策定しており、ホームページ、『学生便覧』等に掲載し周知している。

【学部（学士課程）】

九州国際大学のカリキュラム・ポリシー

本学では、卒業認定・学位授与の方針に掲げる知識・技能の修得という目標の達成のために、共通教育科目、専門教育科目及びその他必要な科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講します。カリキュラムの体系を示し、科目間の関連や構造をわかりやすく明示します。教育内容、教育方法、評価について以下のように定めます。

<教育内容>

(1) 共通教育科目では、教養教育を担うため全学部共通で設定しており、大学での学修の基礎となる知識やスキル、そして豊かな人間性と高い教養を身につけるべく、4つの科目群に区分します。

① 基幹教育科目群の基礎科目では、初年次教育に対応することを企図しており、大学での学修のための情報処理及び表現力の基礎を身につけます。コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を向上させる「入門セミナーⅠ・Ⅱ」、大学での学修の達成を手助けできるよう「アカデミックライティングⅠ・Ⅱ」を配置します。また、外国語科目では、必修として英語を基礎から学ぶ「英語Ⅰ・Ⅱ」を配置、さらに、英語の他に国際理解能力を養成するために第二外国語としてドイツ語、中国語、韓国語、インドネシア語等の選択科目を配置します。本科目群は、DP（知識・理解）／（技能・表現）に強く関連します。

② 教養教育科目群では、人文・社会・自然の各分野から学生の興味や関心に応じて科目を選択して学び、社会人としての教養を修得します。人文分野に「学園史」を配置することで学園の歴史及び周辺地域の地理・歴史について理解します。さらに、社会分野に配置した「地域連携講座」により、地域の企業経営者等の考え方を聴講することで地域

の実際の諸問題を深く理解します。自然分野に配置した「自然科学概論」、「環境科学」により、自然や地球規模の環境問題等に関する知識と深い理解を修得します。本科目群は、DP（知識・理解）／（思考・判断）に強く関連します。

③ キャリア科目群では、将来の進路について早くから認識させるために「キャリアデザイン」を必修として配置するとともに、就業体験を通じて、キャリアに関するより深い認識が得られる「インターンシップ」を配置します。本科目群は、DP（関心・意欲・態度）／（技能・表現）に強く関連します。

④ 実技・実習科目群では、各種スポーツの体験する「スポーツ実技」を配置し、学外での様々な体験することで、理論に偏らない実践力を養成するために「海外語学実習」、「海外社会実習」、「国内社会実習」を配置します。本科目群は、DP（関心・意欲・態度）／（技能・表現）に強く関連します。

(2) 専門教育科目では、各学部各学科のディプロマ・ポリシー達成のために各学問領域を体系的に学ぶことができる教育課程を編成します。

<教育方法>

① アクティブ・ラーニングを取り入れた教育方法を少人数科目では必ず用い、多人数科目においても原則として取り入れます。

② 教養や知識を修得させるために、課題等の内容や時期を適切に行います。また、学修効果を高め適切な評価のため、中間レポートや小テスト等を通じて、学期中のフィードバックを行います。

③ 専門教育科目では、専門分野の体系に基づきバランスの取れた履修ができる科目を配置します。

<評価>

① 学位授与方針に掲げる能力・資質及びこれらの総合的な活用力の修得状況を把握し、評価します。

② 自己の学修成果の振り返りと学生生活の自己管理のために、「学生ポートフォリオ」の作成を実施します。

③ 基礎学力レベルを測る「PROGテスト」を実施し、その結果を検証することにより、各個人に応じた適切な学修指導を行います。

【大学院（修士課程）】

法学研究科

法学研究科では、3-1-①で示したディプロマ・ポリシー①～③に対応するため、高度専門職業人の養成という目的達成にあたり多様な科目を用意するとともに（教育内容）、社会人入学者のために夜間帯にシフトした時間割を作成し（教育方法）、院生各人の研究計画書と進捗状況に合わせた論文指導（修士論文）、及び学修環境・授業環境改善のための院生アンケートを実施する等のカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針と教育方針）を策定している。

企業政策研究科

企業政策研究科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標の達成のために、カリキュラ

ム・ポリシー（教育課程の編成と教育方針）の内容に沿って行っている。すなわち、企業の主体的行動や組織及び外部環境に関する科目を中心とした社会科学系科目を配置し（教育内容）、必修科目を配置することで自己の専門性だけでなく、企業政策に関わる学際的な視野を重視している（教育方法）。また、修士論文の中間報告を義務付けており、問題意識とテーマ設定、論理構成と論述の一貫性、研究方法や具体的分析、研究者としての倫理性、結論の妥当性等の多方面から質疑応答を含め公正かつ厳格に審査される（修士論文）。これらを通じて企業政策分野における専門的な企業実務能力を有する高度職業人を養成するカリキュラム・ポリシーを策定している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

【学部（学士課程）】

ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能の修得という目標の達成のために、共通教育科目、専門教育科目及びその他必要な科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講している。

また、カリキュラムの体系を示し、それぞれディプロマ・ポリシーに即した内容となっている。従って、本学のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。

【大学院（修士課程）】

上記 3-2-①で述べたとおり、ディプロマ・ポリシーに対応する形で、カリキュラム・ポリシーが策定されているので、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は確保されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

【学部（学士課程）】

カリキュラム・ポリシーに沿って、共通教育科目、専門教育科目及びその他必要な科目を体系的に編成し、また「カリキュラム・マップ」及び「履修モデル」を作成することによって、その体系性を検証している。

シラバスについては、全教員にシラバス作成の注意点を示し、作成後は教務委員が内容のチェック後、教務部長が確認し、不備のあったシラバスの再提出をし、適切に整備している。シラバスは、Web 上で自由に閲覧できるようになっている。

履修登録単位数については、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するために、「九州国際大学修学規程」第 8 条において 1 年間に履修できる単位数は 48 単位、各学期の 24 単位とする上限を設けている。

【大学院（修士課程）】

「高度専門職業人の養成という目的のために多様な科目を用意する」というカリキュラム・ポリシーの教育内容に沿った形で、専攻科目に関わらず、高度専門職業人の養成に必要と考えられる科目で教育課程を編成している。

シラバスについては、年度初め前に、シラバス作成上の注意点を各科目担当教員に示し、

それに基づいた作成を指示すると同時に、作成されたシラバスは、研究科長が内容を点検し、問題があれば修正を促すなど、適切に整備している。

履修登録単位数については、上限を設けていないものの、修士論文作成に必要な科目について、修了要件を満たすために必要な単位数の中で修得するように、指導教員が院生の要望を聞きつつ指導することで、単位制度の実質を保つようにしている。

3-2-④ 教養教育の実施

共通教育科目では、教養教育を担うため全学共通で設定しており、大学での学修の基礎となる知識やスキル、そして豊かな人間性と高い教養を身につけるべく4つの科目群（基幹教育、教養教育、キャリア教育、実技・実習科目）に区分しており、教務委員会において、担当者等の調整を行っている。

また、1年次では基礎科目の「入門セミナーⅠ・Ⅱ」（必修）と「アカデミックライティングⅠ・Ⅱ」（1年次）において、大学入学後の学びをスムーズなものにするため、学修に必要な考え方やスキルを学ぶようにしている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【学部（学士課程）】

教授方法の工夫・開発は、FD委員会のもと、教員の研修会をはじめとする活動を全学的に実施されるFD研修会において紹介、検討がなされている。

また、「入門セミナー」や「専門演習」の担当者会議などの場において、ゼミ担当教員間での教授方法の工夫について情報交換がなされ、実施後にはフィードバックを行っている。

具体的には、法学部では「法律学基礎セミナー」（2年次）において共通教材について議論及び作成が行われ、講義科目においても、「法律学入門Ⅰ・Ⅱ」など複数の教員で同一教材を使い、毎年度修正・校正している。「キャリア・チュートリアルⅠ～Ⅳ」においては、Ⅰ～Ⅳを連続性のあるものにするために、学年の垣根を越えた教授方法の工夫と開発が実施されている。現代ビジネス学部では、「入門セミナーⅠ・Ⅱ」（1年次）において、共通テキストを採用し、担当教員個々の工夫を取り入れつつ授業を行っている。「北九州学」においても、テキストを作成して担当教員の工夫を加味しつつ授業を行っている。

全学的にアクティブ・ラーニングを導入し教育方法の向上を図るとともに、学生間のチームワークや自主性を育成し、知識の深い理解と定着に向けて授業の工夫を行っている。令和元(2019)年度のシラバスでは、アクティブ・ラーニングの実施状況は[表 3-2-1]のとおりである。

【表 3-2-1】令和元(2019)年度アクティブ・ラーニングの実施状況

全開講科目数 798 件

項目	科目数 (件)	割合 (%)
PBL	174	21.8
反転授業	248	31.1
グループディスカッション	299	37.5
グループワーク	335	42.0
プレゼンテーション	310	38.8
実習・フィールドワーク	159	19.9
振り返り	518	64.9
ピアティーチング	235	29.4

【大学院（修士課程）】

研究科の受講体制については、「大学院設置基準」第 14 条（教育方法の特例）を採用し、夜間の時間帯にシフトした科目配置となっている。これは、社会人入学者が多く、勤務後に受講するという実態を考慮したものであり、科目によっては社会人という入学者の特性に合わせた教授方法の工夫（例えば、グループディスカッションや、ソクラテスメソッド的な教授方法）が行われている。

また、研究科教授会メンバーによる研修の時間を設け、各担当者の講義状況と意見・疑問点を共有することで、教授方法の改善・開発に向けた努力を行っており、各担当者はその結果を踏まえた形で授業を実施している。さらに、研究上の要望をくみ取るシステムとして、院生アンケートを実施している。

なお、教授方法の工夫・開発とともに、その実践の場となる受講制度の拡充にも努めている。例えば、向学心はあるが十分な時間が取れない者等のために、「科目等履修制度」を平成 8（1996）年度から導入し、法学研究科には在學生と大学院を繋ぐ役割を期待されるものとして、「特修プログラム制度」を平成 21（2009）年度から導入している。この「特修プログラム制度」は、一定以上の成績で面接により選考された法学部 3 年次以上の学生を対象とするが、4 年次に口述試験により選考され、4 年次から学部の講義と並行して一定の範囲内で法学研究科の受講ができ、卒業とともに大学院法学研究科に進む 5 年一貫プログラムとなっている。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

【学部（学士課程）】

各授業科目の関連を明確にするため、ナンバリングの作成をすすめる。また教授方法の改善、ICT を活用した教育を推進するため、KIU ポータルの機能改善を検討する。

さらに、共通教育科目については、共通教育科目を主に担当する教員により構成された委員会を設置することでより良いもの改善していく。

【大学院（修士課程）】

法学研究科

法学研究科においては、入学者の大半を占める税理士資格取得目的の者に対しても総合的な法学教育を行うため、今後とも各担当科目講義の状況を共有して院生アンケートの評価・要望と併せ、教授方法の改善に努めていく。なお、教授方法の改善とともに、大学院制度・教育課程編成については、税法専攻に偏りがちな現在の状況を改め、多様な科目専攻者を集める方法としての「特修プログラム制度」を活用しつつ、幅広く専攻科目に対する要望に応えられるよう留意していく。

企業政策研究科

令和2(2020)年度、最後の在籍者が修了するため、教育環境の改善に配慮する。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

「基準項目3-3を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、令和元(2019)年5月1日に「九州国際大学カリキュラム等のアセスメント実務者会議運用内規」を定め、アセスメント・ポリシーを開始した。本学のアセスメント・ポリシーでは、その目的を「本学の教育カリキュラムが3つのポリシーに基づき適切に機能しているかを、多面的、総合的に、点検・評価し、必要な教育改善に繋げることを目的とする。また、本学で定める3つのポリシーが適切であるかについても、定期的に点検を行う」としている。

ディプロマ・ポリシーが目標とする学士力をジェネリックスキルと専門性とに分けて再構成し、多面的総合的に評価を行う。

そのため、厳格かつ公正な成績評価だけでなく、多角的な学習到達度の評価を行うため、多様な調査・アンケートを実施している。すなわち、次のような学業成績を含めた網羅的な評価方法として13項目からなる「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」が採用されている。

- ① 選抜機能評価：各種入学試験とその後のGPA、単位修得状況、留年・中退状況との関係を明らかにすることを目的とした調査
- ② プレイスメントテスト：新入生の英語、数学、国語、社会に関する知識の試験
- ③ シラバスの第三者チェック

- ④ 学生満足度調査
- ⑤ 授業評価アンケート
- ⑥ 1) 学士力：Assessor への入力、PROG テスト、授業アンケートに依拠して、DP に示された学士力の到達度を調査
2) 専門性：Assessor への入力内容に依拠した各科目の到達目標の評価
- ⑦ 成績評価
- ⑧ PROG テスト：学士力の評価と、就職活動に合わせて学生が自己分析を行うためのテスト
- ⑨ 進路先調査：卒業生の進路先企業を対象としたヒアリング
- ⑩ 卒業後調査：卒業後 3 年を経過する卒業生を対象とした DP に対する評価
- ⑪ 3 つのポリシーの整合性点検：卒業率、就職率、進学率、留年率、中退率などのデータの分析を通じて 3 つのポリシーの整合性を評価
- ⑫ 卒業生調査：卒業生を対象とした学修成果に対する満足度の調査
- ⑬ 地元産業界インタビュー調査：3 つのポリシーに基づき設計されたカリキュラム、学修成果、ディプロマ・ポリシーで示した資質能力、3 つのポリシーの整合性などに関する地元企業を対象としたヒアリング

これらは教学における IR 活動の中心となるものである。ここから得られるエビデンスデータに基づいて、ディプロマポリシーを、ジェネリックスキル及び、専門性とし、再構成し、多面的総合的に評価を行うことを目指す。このことを通じて教育の内部質保証を実現する。

このうち、⑦の成績評価に関しては、学士課程全体において次のような工夫がなされている。

【学部（学士課程）】

GPA(Grade Point Average)により学修状況を明確にし、各教員がカリキュラム・ポリシーに基づいた成績評価基準を共有することによって、適切な成績評価を行っている。それぞれの学部・学科が定める学位授与の方針に沿った学修成果を修めた者に対し、卒業を認定し、学位を授与している。また、厳密な成績評価と学生への日常のきめ細かな指導で、個々の学生の学修状況と教育目的への到達状況を把握し、それを 1 年次生の場合は入門セミナー教員と副担任グループで、2 年次生以上の場合には教員はゼミ担当者会議等を通じて情報を共有し、学修指導の改善に活かすように努めている。さらに、平成 27(2015)年 4 月より学修生活アドバイザーを導入し、教員との情報共有を行いつつ、全学年における学生の学修面及び生活面による問題を個別にアドバイスを行い、退学者を未然に防ぐことができるよう努めている。

また、教員免許・資格の取得状況を通じて、教育目的の達成状況を把握し、点検・評価の指標の一つとして活用している。就職内定状況に関する学生の申告に基づく経常調査を定期的に行い、さらにゼミ担当教員が学生に個別に状況を確認することによって就職状況調査の精度を向上させる仕組みができています。

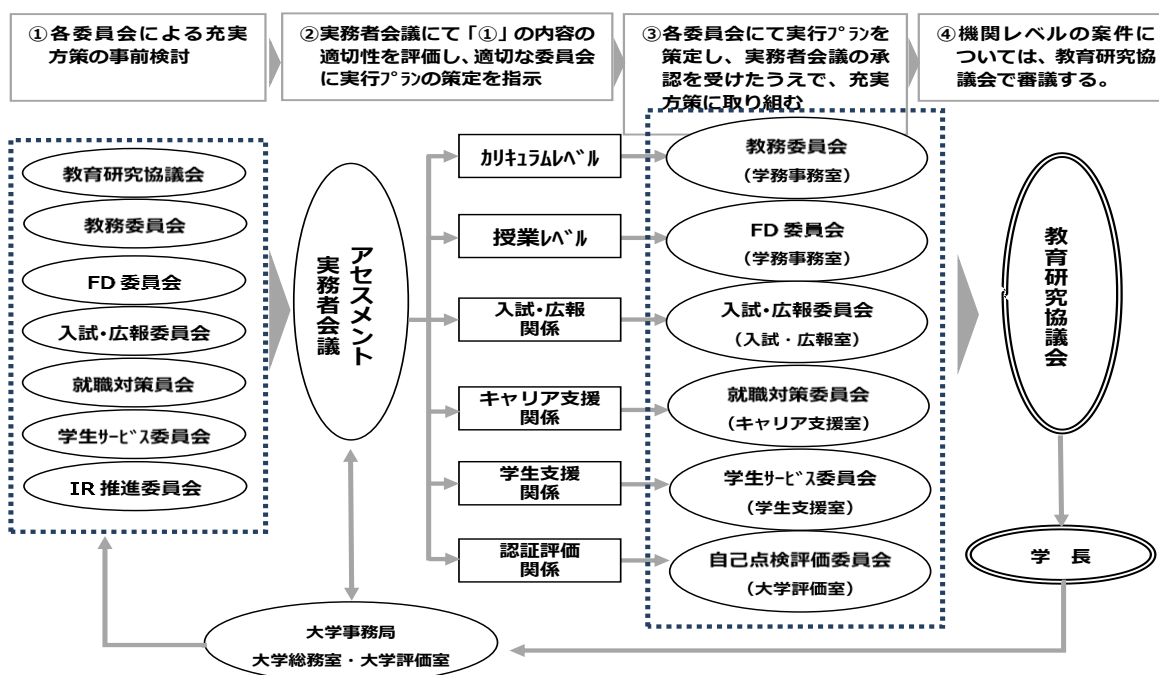
さらに各種試験合格者と受験者に対し補助金を支給し、この申請業務に付随して資格試験受験と合格状況とに関するデータが得られる仕組みができています。キャリア支援室にお

ける相談件数が随時集計されており、ゼミ学生に対して教員が働きかける参考資料となっている。このように学修成果の点検・評価方法は確立されている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

3-3-①で述べた学修成果の点検・評価については[図 3-3-1]のような流れで進め、大学全体と各学科・研究科及び学生支援の各部局の業務の在り方の改善に向けてフィードバックを行う。

[図 3-3-1] 点検・評価の流れ



[図 3-3-1]の流れに従って、アセスメント結果を活用し改善に繋げるための仕組みは概ね以下のとおりである。

- (1) 各委員会は、担当する「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」に基づき、アセスメント活動を実施する。
- (2) 各委員会は、アセスメント結果を大学評価室に集約する。
- (3) 年3回、大学評価室は集約したアセスメント結果を、また各委員会はアセスメント結果を受けた充実方策の案を「九州国際大学アセスメント実務者会議（以下「実務者会議」という。）」へ報告する。
- (4) 実務者会議は、アセスメント・ポリシーの「アセスメント対象及びその指標」に基づき教育活動の評価を行う。この際、以前に実務者会議で承認した充実方策がある場合には、その結果についても評価を行う。
- (5) 実務者会議は、評価結果及び各委員会から出された充実方策案を基に、対応を行うのに適した各委員会に充実方策の実行プランの策定を指示する。
- (6) 指示を受けた各委員会は1ヵ月以内に実務者会議へ充実方策の実行プランを報告する。
- (7) 実務者会議は、充実方策の実行プランの適切性を評価し、充実方策の承認を行う。過

不足のある場合は、充実方策の再検討を再度適切な委員会に指示する（以下(5)～(7)を繰り返す）。

- (8) 各委員会は、実務者会議の承認を受けた改善方策に基づき、教育活動の充実に取り組む。

以下、3-3-①において示した調査・アンケートごとにフィードバックの仕組みについて記す。

- ① 選抜機能評価：入試種別ごとに、同じ評価項目でも比率が大きく異なる場合は、実施責任者が当該入試種別毎の実施方法(募集・選抜方法)の改善や、入学前教育、高大接続の取組などの案を作成し、実務者会議へ報告する。
- ② プレイメントテスト：カリキュラムが前提としている知識を、修得していない学生については、基礎教育センターと情報共有を行う。また、入学前教育が適切に機能しているかを評価し、必要に応じた入学前教育の見直し案を、実務者会議へ報告する。
- ③ シラバスの第三者チェック：不適切な項目のある場合は実施責任者が、各科目担当者に修正依頼を行う。また、修正結果の適切性も確認する。
- ④ 学生満足度調査：不都合の発見された場合、また、想定していない学修生活となっている場合、施設面での課題がある場合には、実施責任者が対策案を検討し、実務者会議へ報告を行う。
- ⑤ 授業評価アンケート：
 - (i) 集計結果は全体平均と合わせて、担当教員にフィードバックを行い、全ての教員が教員コメントの作成を行う。
 - (ii) 平均より著しく低い評価項目のある科目は、科目担当者に教務部長から改善を促す。
 - (iii) 学士力の伸長に繋がっている状況を、カリキュラムの想定と比較し、良い結果に繋がっている科目担当者の工夫をFDを通じて他の教員にも共有する。
 - (iv) 総合評価の優れた科目担当者を、評価責任者が学長に報告し、学長が表彰を行う。
- ⑥ 1) 学士力：
 - (i) 学生レベル：学生は、PROGテストの結果と、学士力の自己評価結果を合わせて参照し、目標と振り返りの記載を行う。
 - (ii) 授業レベル：当該科目担当教員が、授業評価アンケートの学士力が身についたと感じているかという設問を参照し教員コメントの作成を行う。
 - (iii) カリキュラムレベル：学生による学士力の自己評価の平均値の推移と授業アンケートにおける学士力が身についたと感じる科目状況、PROGテストの平均値の推移を、学部教務委員会で合わせて参照し、期待した成果が上がっていない場合や、他の力に比べて著しく低い力がある場合には対策案を作成し、学部長へ報告する。また、学部長より実務者会議へ報告を行う。
- 2) 専門性：
 - (i) 学生レベル：学生は、教員による成績評価結果と自己評価結果を合わせて参照し、目標と振り返りの記載を行う。
 - (ii) 授業レベル：教員は、学生の自己評価結果、授業アンケート結果、当該科目の自身の成績評価結果を合わせて参照し、教員コメントの作成を行う。

- (iii) カリキュラムレベル：学生の自己評価、成績評価結果の平均値の推移及びマップ分析結果を学部教務員会で合わせて参照し、期待した成果が上がっていない場合や他の力に比べて著しく低い力がある場合には対策案を作成し、学部長へ報告する。また、学部長より実務者会議へ報告を行う。
- ⑦ 成績評価：上記「専門性」と同じである。
- ⑧ PROG テスト：上記「学士力」に同じフィードバック方法に加えて、学生が就職活動に合わせて自己分析を行うことに活用する。
- ⑨ 進路先調査：
- (i) 進路先による評価と、学内評価に乖離がある場合は、実施責任者が対策案を検討し、実務者会議へ報告を行う。
- (ii) ディプロマポリシーで示した資質能力と必要とされる力に乖離がある場合は、実施責任者が、実務者会議へ報告を行う。
- ⑩ 卒業後調査：ディプロマポリシーで示した資質能力の内、就職してからあまり必要とされていない力や、ディプロマポリシーに含まれていないが必要となる力がある場合には、実施責任者が、実務者会議へ報告を行う。
- ⑪ 3つのポリシーの整合性点検：
- (i) 各指標を学年学科別の半期ごとの推移データとして比較を行い、継続的に向上が図れるよう実施責任者が対策案を検討し、実務者会議へ報告を行う。
- (ii) 中退等、学力不振学生に関するプレイスメントテスト結果を点検し、カリキュラムでカバーできない基礎学力層の学生が存在する場合には、入試もしくは、入学前教育、リメディアル教育、カリキュラムの構造などにおいて、対策の必要があることを実務者会議に報告する。
- ⑫ 卒業生調査：各指標を学科別に年度推移データとして比較を行い、継続的に向上が図れるよう実施責任者が対策案を検討し、実務者会議へ報告を行う。
- ⑬ 地元産業界インタビュー調査：インタビューにより聴取した声を取りまとめ、必要に応じて実施責任者が対策案を検討し、実務者会議へ報告を行う。

このうち、具体的に次のような取り組みがなされている。

【学部（学士課程）】

各学期末に授業科目の改善・改革を進めるために、学生による授業アンケートを KIU ポータルを利用した Web 上での実施をしている。5 段階で評価する 13 項目の共通質問事項と学生による自由記述の欄からなる。共通質問項目は後日、集計・分析され、FD 委員会を経て、各教授会にて公表される。自由記入事項も教授会において全教員に公開回覧され、担当教員には個別にアンケートの数値結果と自由記入欄の内容が通知される。各教員は前学期のアンケート結果を踏まえて、今後の授業運営・改善に活かすべく、「教員コメント」を KIU ポータルへ入力する。また、ホームページに授業評価アンケート結果を掲載し、公開している。なお、アンケート結果に特段の問題がある教員には、役職者による面談を行っている。このように、学生の授業アンケートによる点検とフィードバックがなされている。

KIU ポータル上に Assessmentor を整備し、学生自らによる自己評価を継続的及び経年

的にフォローできる体制を構築している。また、「入門セミナー」、「法律学基礎セミナー」、「専門演習」担当者会議等において議論された対策等に基づいて教員が学生に面談・指導を行っている。

各セメスターの終了時に、そのセメスターの成績不振学生には保護者及び教員との三者面談会を設定し、事情を聞くなどして学修成果の評価結果についてフィードバックを行っている。

【大学院（修士課程）】

各研究科とも年に1度FD研修会を行い、院生が抱える研究上の要望への対応、授業アンケート結果への対応、研究科長会見において示された要望への対応などについて検討している。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

令和元(2019)年5月1日に「九州国際大学教学マネジメントに関する実務者会議運用内規」を定め、3つのポリシーに基づいた学修成果を総合的に評価するための基準としてアセスメント・ポリシーの運用を開始した。その目的は「本学の教育カリキュラムが3つのポリシーに基づき適切に機能しているかを、多面的、総合的に、点検・評価し、必要な教育改善に繋げることを目的とする。また、本学で定める3つのポリシーが適切であるかについても、定期的に点検を行う」ことである。ディプロマ・ポリシーが目標とする学士力をジェネリックスキルと専門性とを多面的総合的に評価する多様な調査活動の司令塔＝教学IR(Institutional Research)組織として「アセスメント実務者会議」を創設した。この司令塔を中心としたアセスメント・ポリシーを適切に運用し定着させることによって、内部質保証のPDCAサイクルを定着させる。

IRの成否は、集計データの基礎となる末端データの真実性に大きく影響される。なかでもアセスメント・ポリシーの中心ともいえる学生の学修成果に関するエビデンスデータの質は、Assessorの入力状況に大きく依存している。このシステムの対象となっている平成29(2017)年度以降の入学者を対象として100%の入力率に近づける取り組みを進める。

【基準3の自己評価】

本学は、教育目的を実現する方策として3つのポリシーを明確に定めている。ディプロマ・ポリシーで定めた人材育成に沿った単位認定基準と学位授与基準を定め、また、目標とする人材育成に対応したカリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を作成し実施している。さらに、教育課程にふさわしい入学者受入れのためのアドミッション・ポリシーを明確に定めている。

このように3つのポリシーの相互間に一貫性がある。また、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに対応したシラバスを作成し、成績評価の公正性や透明性を保つ仕

組みを作っている。さらに、FD 研修を行うなど授業内容の改善を目指した取り組みを続けている。このように教育課程及び教育方法を改善するための方策を採用している。

令和元(2019)年度からアセスメント・ポリシーに示された各種調査の実施と、これらの結果のフィードバックが行われるようになった。

以上のことから本学は、「基準 3. 教育課程」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

本学では、学長の補佐体制として、特別補佐職位として副学長を置き、管理運営においては大学事務局長が担当し、三者での連携を密に業務が執行されている。教学事項の決裁においても学長の決裁事項となっており、大学全体を掌握する責任体制が取られ、適切なリーダーシップが発揮されている。

また、副学長に加え学長の補佐職位として、学部長、入試・広報部長、教務部長、学生部長、就職・進路部長の学長が任命した専任教員を置き、学長ガバナンスを補佐し、教学マネジメントが十分機能する体制が作り上げられている。

各学部と各研究科に教授会を置き、その上部に教育研究協議会が設置され、それぞれ教学に関する重要事項を審議し学長へ意見を示し、学長による意思決定を強力に補佐する体制が形作られている。

さらに学長は、大学全体の運営等に関わる事項を検討する場として、定期的に補佐職位を集め、大学全般の重要事項の組織及び運営事項について意見交換を行っている。

このように、教学マネジメントにおける学長のリーダーシップ、及び副学長、学部長他による補佐体制は確立されている。本学の意思決定については、各組織の権限と責任は規程により明確化されている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長は、大学の運営を円滑に行っていくために、学長が任命した 2 人の副学長を置き、「九州国際大学学則」第 4 条の 3 に基づき、学長を助け、命を受けて公務をつかさどっている。各副学長の担当は、大学改革担当と認証評価担当である。

学長による意思決定を支援するため、教学の各部門に関する権限が以下のように適切に分散され、それぞれの責任が明確にされている。

教育研究協議会は、教学に関する最終審議機関であり、学長、副学長（大学改革）、副学長（認証評価）、法学部長、現代ビジネス学部長、法学研究科長、企業政策研究科長、入試・広報部長、教務部長、学生部長、就職・進路部長、大学事務局長、及び学長が選任する大学事務職員 2 名から構成される。ここでは各学部教授会、各研究科教授会、各種委員会で審議された全学的な基本事項が審議され、学長が決定する。教授会は、当該学部、若しく

は研究科に所属する教授、准教授、助教を構成員とし、学部長、若しくは研究科長が議長となり、「九州国際大学学則」第5条第3項で定められた事項を審議するほか、教授会のもとに設置された各種委員会での協議事項等についての報告がなされる。

また、学長が決定を行うにあたり、教授会と教育研究協議会が学長に対して意見を述べるることができる事項が明確にされている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学部門の事務を統括する機関として大学事務局が設置されている。大学事務局の責任者は大学事務局長であり、大学事務局長は、学長の指揮のもと大学事務局の事務を統括し、職員を監督するとともに各事務室長への指揮命令と各事務室の業務執行を管理している。

大学事務局長は、理事である学長や学長の特別補佐職位である副学長とともに、教学部門の管理運営業務を執行し、適切なリーダーシップを発揮している。

大学事務局に管理運営など総務担当部局として大学総務室を配置し、法人事務局と教学部門と連携する機能を果たしている。

入試・広報委員会は、入試・広報部長のもと、入試・広報室が議題を整理し、大学事務局長、入試・広報室長が参加している。

教務委員会は、教務部長のもと、学務事務室が議題を整理し、学務事務室長が参加している。

学生サービス委員会は、学生部長のもと、学生支援室が議題を整理し、学務事務室長、学生支援室長が参加している。

就職対策委員会は、就職・進路部長のもと、キャリア支援室が議題を整理し、キャリア支援室長が参加している。

また、職員の専門性を向上させるために、研修会・学会等への参加を支援する体制が整えられ、教学マネジメントが十分機能する条件となっている。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

副学長等役職者による学長の補佐体制が機能し、教授会等からの意見聴取も十分に行われており、学長のリーダーシップが発揮される体制が形成されている。この体制を強化しながら、大学改革と教育改革を強力に進めていく。

大学運営をめぐる課題が高度化・複雑化する中、職員の果たすべき役割は大変重要であり、より高いレベルの問題発見・解決能力、企画立案・遂行能力、調整能力が求められる。よって、学内外における研修をより充実させ、職員の能力向上に繋げるように努める。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の教員組織は、「大学設置基準」の定めるところにより、教育課程を適切に運営するため、各学部・学科に必要な専任教員が配置されている。令和 2(2020)年 5 月 1 日現在、専任教員数は全体で 58 人であるが、現員教員数は 64 人である。兼任（非常勤）教員数は 43 人となっている。また、専任教員 1 人当たりの在籍学生数は、法学部は 32.2 人、現代ビジネス学部（経済学部・国際関係学部含め）は 33.7 人、学部平均は 33.2 人である。

また、教養科目を担当する教員は、各学科に分属して配置され、教養教育を適切に運営している。専門分野の教員については、主要科目には専任教員を配置して教育課程を適切に運営している。

教員の採用・昇任に関しては、「九州国際大学教員資格審査規程」及び「九州国際大学教員選考に関する内規」において定め、適切に運用している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD 研修会については、外部講師による講演会形式や本学教員担当の授業科目における創意工夫等を紹介する事例報告等を実施している。また、学内のみならず、学外プログラムへの参加によっても FD 研修会を実施している。

令和元(2019)年度は、「カリキュラムマネジメント」の確立を主目標として設定し、12 回実施した。

第 1 回：「人材育成構想説明会」（5 月 29 日）

第 2 回：「DP 評価に基づくアセスメントワークショップ」（6 月 19 日）

第 3 回：「就職支援研修会：ほっとかない大学の就職支援とは？」（7 月 24 日）

第 4 回：「福岡県立八幡中央高等学校との合同研修会」（8 月 23 日）

第 5 回：「学生の DP 達成度向上に向けた授業手法のノウハウ共有ワークショップ」
(9 月 10 日)

第 6 回：「教育の質保証：これまでの進捗と課題」（9 月 19 日）

第 7 回：「中退予防に向けた学修支援体制の点検ワークショップ」（11 月 20 日）

第 8 回：「2020 年度から実行期に移行する高大接続改革について」（12 月 4 日）

第 9 回：「カリキュラムアセスメントワークショップ」（1 月 15 日）

第 10 回：「危機管理と防災について」（1 月 24 日）

第 11 回：「変わる大学ー「知識」を捉える眼差しの変化からー」（2 月 25 日）

第12回：「KIU ポータル説明会」（3月11日）

また、教員の教育研究活動等の一層の活性化を図り、質的向上に努めることを目的に「人事考課制度」を導入している。評価領域としては教育、研究、社会地域貢献、大学運営の4項目について自己評価を行い、報告書とともに、その結果を提出するよう義務付けており、研究費の配分に活用している。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

教員の採用・昇任等による教員の確保と配置は適正に行われており、特段の課題はない。

FD研修会への参加率も特段の問題はない。FD研修において、これまでと同様に授業改善の視点を盛り込んだ取り組みを進めていく。また、情報通信技術を駆使した対面型授業や遠隔授業の在り方など、新しい社会環境に応じた授業形態についても研究を進める機会を設ける。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3の自己判定

「基準項目4-3を満たしている。」

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

職員の能力及び資質向上の取組みについては、毎年、九州国際大学SD委員会を開催して、前年度におけるSDの実施状況を確認するとともに、次年度の実施方針及び実施計画を策定し、研修の体系及び目的に応じて実施している。

令和元(2019)年度の学内研修会は、FD委員会との共同開催を含めて、計4回実施した。

第1回：「就職支援研修会：ほっとかない大学の就職支援とは？」(7月24日)

第2回：「高大接続改革における入学者選抜について」(8月23日)

第3回：「教育の質保証：これまでの進捗と課題」(9月19日)

第4回：「2020年度から実行期に移行する高大接続改革について」(12月14日)

また、「令和元年度北九州市学術・研究振興事業大学連携促進助成金」を受けて、高等教育や私学情勢等の直面する問題を共有し、大学職員の意識と資質の向上を図るため、北九州市内の4大学・2短期大学（西日本工業大学、九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学、西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部、九州国際大学）の職員を対象にした連携SDを計2回実施した。

第1回：「危機管理と防災について」(1月24日)

第2回：「変わる大学・「知識」を捉える眼差しの変化から-（2月25日）」

さらに、全職員には外部団体研修会への積極的参加を推奨しており、日本私立大学協会主催の「事務局長相当者研修会」をはじめ、「学生生活指導主務者研修会」、「大学教務部課長相当者研修会」、「就職部課長相当者研修会」、同九州支部「事務局長会議」、「初任者研修会」、「中堅職員研修会」、九州地区の八大学で実施する「教務事務研修会」や九州地区の有力大学で構成する「九州地区私立大学入試・広報連絡協議会」、沖縄国際大学、鹿児島国際大学、熊本学園大学、九州産業大学と本学総務担当者による「九州地区大学総務担当者連絡会議」等に担当職員が参加し、資質の向上を図っている。また、法人と合同で行う学内研修は、新年度の辞令交付式後に行う「新任教員研修会」、全教職員を対象にした「人権研修会」、人事考課制度の「考課者研修会」などがある。

「人事考課制度」は、職員個人の多様な能力開発を促すとともに、職務遂行能力を向上させることを目的に導入している。実施方法としては、大目標（経営目標・教育目標）、中目標（部署目標）に沿った職員自身の業務目標を所属長との面談に基づき設定し、「目標管理シート」を提出する。そして、年度末に業務目標に対する具体的な活動結果と自己評価及び業務目標以外で特に成果をあげた個人業績を「目標管理シート」に追加記載し、所属長に提出する。所属長は、目標管理制度の自己評価をもとに「業務能力」、「勤務態度」、「成果」の区分による1次考課を行い、その結果を踏まえ、さらに上位の管理職が2次考課を行っている。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く環境が大きく変化する中、管理運営に関する課題や教育研究に関する課題は高度化・複雑化している。大学改革・改善を進めていく上で、職員の役割は大変重要であり、企画立案能力、コミュニケーション力、マネジメント能力を高めていく必要があるため、研修会や学会等への参加をさらに促進する支援体制を整備する。

また、教職員の協働関係を確立するため、教職協働プロジェクトによる提案システム等を実施し、職員の育成と能力向上に繋げるように努める。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4の自己判定

「基準項目4-4を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学は教員の研究活動を支援する体制として、大学事務局大学総務室を置き、各教員の学内研究費及び学外研究費の申請及び執行に関する事務処理等を担当しており、学内外の研究費等の執行に関する運用ルールの改善等を図り、適切な研究費の執行・管理に努めている。

研究を推進するための環境整備として、図書館の他に、社会文化研究所や地域連携センターを設置している。

<社会文化研究所>

社会文化研究所は、毎年度策定する事業計画に基づき、教員が本学及び地域社会に貢献する共同研究に対する助成制度や研究成果等を発表するための出版事業を行うなど、研究環境を整備している。研究成果は、「社会文化研究所紀要」（年1回刊行）等によって公刊され、国内の大学研究所等の研究機関と相互に交換されている。

また、教職員による学内外の競争的研究資金、地域連携活動並びに教職員チームによる調査研究活動等の活動成果報告書として「KIUリサーチジャーナル」（年1回刊行）を刊行し自主的な運営に取り組んでいる。

<地域連携センター>

地域連携センターは、大学の立地する地域社会が抱えている課題の解決に向け、組織的に調査研究に取り組むとともに、課題の改善・打開に向けた分析を行い、成果の報告会や公開講座、生涯学習機会の提供を通じて地域貢献・地域連携事業を行っている。

このほか、各教員に対する研究環境の整備については、全専任教員（特任教員含む）にパソコン、インターネット環境、空調、書架等を備えた個別の研究室を割り当てており、研究室には24時間自由に入出りが可能となっている。

さらに、外部資金（競争的資金）を研究者が獲得したことに伴って、直接経費の一定割合が間接経費として配分されるので、研究機関全体の機能向上のため、研究環境を整備・管理し、有効に活用している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学の研究活動に対する社会の信頼を維持向上させるため、研究活動を行う全ての者（以下「研究者」という。）に対し、研究倫理に関する以下の規程を設けて厳正に運用している。

また、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインについて」に基づく管理体制を整備しており、毎年、取組状況を報告している。

1) 学校法人九州国際大学行動規範

本学において研究活動を行う全ての者に対し、研究を遂行する上で求められる行動規範を定めている。

2) 九州国際大学公的研究費の管理・監査に関する規程

文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」等に基づき、公的研究費の管理・監査に関する必要な事項を定めている。

3) 九州国際大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインについて」に基づき、本学における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定めている。

4) 九州国際大学における競争的資金に係る間接経費の使用に関する規程

本学における競争的資金に係る間接経費の使用に関する方針等を定めている。

5) 九州国際大学における人を対象とする研究の倫理指針

本学において、人を対象とする研究を倫理的観点から適切に遂行する上で求められる研究者の行動と態度の規準を定めることにより、社会科学的研究を倫理的に適切な形で推進することを目的として定めている。

6) 九州国際大学研究倫理審査委員会規程

本学における人を対象とする研究の倫理指針に基づき、研究倫理審査委員会の任務、組織その他必要な事項を定めている。

また、学内研究費についても文部科学省のガイドラインを準拠して本学の関係規程に基づき適正な運用・管理に努めている。研究費に関連する規程や責任体制及び不正防止計画等は、ホームページに公開し、コンプライアンスの徹底を図っている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

大学教育職員の研究費は、自己の専攻する学問分野に関する調査・研究を遂行する上で必要な研究費として、個人研究費及び個人研究図書費を設けており、予算は在籍人数によって毎年変動するが、予算総額は1,287万円となっている。これらの研究費は、各学部における基礎配分額に加え、研究業績に基づく傾斜配分額を付加する方式により、競争的な研究費配分を行っている。

個人研究費は、個人研究に直接必要な経費として、学会・調査研究のための出張旅費、学会・協会等の会費、雑誌等の書籍購入などに充てることができる。

個人研究図書費は、図書の購入のみに充てられ、大学の資産として図書館資料管理規程に基づき管理されている。

また、教育職員の資質向上を図るため、「九州国際大学研究活動助成に関する規程」に基づき、海外における国際学会へ出席すること及び学術研究書の出版等に対して一部助成を行っており、予算総額は225万円となっている。

さらに、社会文化研究所と地域連携センターに研究費を予算化し、地域社会の発展に貢献する研究活動に対し、研究費を助成している。

社会文化研究所の共同研究費は、本大学及び地域社会に貢献する共同研究に対し研究費を助成する制度であり、各研究グループから提出された申請書に基づき、社会文化研究所運営委員会（委員長は所長）で選考し、助成しており、予算総額は90万円となっている。

地域連携センターの地域連携推進費については、各プロジェクトから提出された申請書に基づき、地域連携センター運営委員会（委員長はセンター長）で選考し、助成しており、予算総額は100万円となっている。

外部資金については、多くの科学研究費補助金を獲得するため、新任教員研修会での制度説明や全教員に対し、科学研究費助成事業説明会での配付資料をメール配信するなどして外部資金の申請を推奨している。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

「九州国際大学第三期中期計画」の「戦略Ⅲ[研究活動]：研究力の強化と外部資金の獲得」に基づき、外部資金獲得の支援体制を強化することは従前から引き続く課題である。新任教員研修会や科学研究費補助金公募学内説明会において、外部資金獲得の推奨とコンプライアンス教育（外部資金の適正な執行・管理）を引き続き実施する。

また、学長裁量による研究資金への応募を促し、研究成果を教育へ還元する取り組みを進めていく。

【基準4の自己評価】

本学の教学マネジメントは、学長を中心に、教育研究協議会のもとで大学の基本的諸方針が決定され、教授会と諸委員会において調整がなされ、学長のリーダーシップ、副学長等による補佐体制が確立されている。学長ガバナンスは教育研究協議会における審議を経て行われるが、これに先立ち各教授会に“意見を聴く”事項が具体的にに関する規程が設けられている。

大学設置基準に基づき適切な数の教員が配置され、教育課程を適切に運営している。さらに、教員の採用、昇任等については、規程に基づき適切に行われている。

事務組織については、大学事務局長のもと、教学部門、管理部門に業務を分け、効率的な人員配置がなされている。

教育内容、方法の改善などのFD及び大学運営に必要な資質・能力向上のSDについては、年間計画を作成し、実施している。

最後に研究支援については、大学総務室が研究費の執行、管理を学内規程、各種ガイドラインに沿って、実施している。研究理倫理においてもガイドラインに基づき規程を制定し、研修会などを実施し、適切な研究活動を推進している。

学長裁量経費による競争的研究資金、国際学会発表の旅費支援、出版助成などへの応募も活発に行われている。科研費の交付を受ける教員も安定した数で推移しており、競争的研究資金の獲得へ向けた支援を今後も続けていく。

以上のことから本学は、「基準4. 教員・職員」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本法人の目的は、「学校法人九州国際大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）」第 4 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、誠実有為な人材を育成することを目的とする。」と定めており、「教育基本法」及び「学校教育法」を遵守して、法の趣旨に従って適正に運営されている。

また、本法人は、理事会を最終的な意思決定機関、評議員会を諮問機関、監事を監査機関として位置づけ、高等教育機関としての社会的責務を果たすために、寄附行為をはじめ「役員を選任及び理事会の運営に関する規程」、「評議員を選任及び評議員会の運営に関する規程」、「学校法人九州国際大学行動規範（以下「行動規範」という。）」、「学校法人九州国際大学内部監査規程」等の各規程を定め、私立学校としての公共性と自主性を確立するための組織体制を構築し、社会の要請に応えるべく誠実に経営を行っている。理事会のもとに管理運営に必要な事務組織として法人事務局を置き、その目的を達成するための管理運営体制を構築している。法人事務局は、教育組織や大学事務局と連携して毎年度策定している「事業計画書」に基づき、本法人の将来へ向けた目的実現への努力と単年度ごとの業務を着実に遂行している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

教育機関としての社会的使命と目的を実現するため、「九州国際大学第三期中期計画」に基づき、安定的な経営と教育研究の更なる向上に努めている。この中期計画の重点項目として、持続性のある確かな競争力の確立「地域に根ざした、教育重視の大学」を中期目標としている。

また、中期計画の柱は、「戦略Ⅰ[募集活動]：意欲ある学生の確保」、「戦略Ⅱ[教育活動]：教育力の強化と授業の改善」、「戦略Ⅲ[研究活動]：研究力の強化と外部資金の獲得」、「戦略Ⅳ[学生支援]：学生主体の大学生活支援で学生満足度を高める」、「戦略Ⅴ[社会貢献]：大学の資源の活用と社会貢献」、「戦略Ⅵ[就職支援]：就職・進路支援の強化」、「戦略Ⅶ[管理運営]：大学運営・経営の効率化」であり、教育機関としての規律や安定性を含んだ総合的な計画となっている。この中期計画に基づいて、教育機関としての使命・目的を実現すべく組織的に継続的な努力を行い、持続性のある確かな競争力の確立を目指している。

さらに、全教職員が中期計画を共有して、目標の達成に向けて協力して取り組むこと、及び保護者や地域社会の理解を深めてもらうためにホームページにも掲載している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への配慮については、CO₂排出削減や節電対策として省エネルギー対策に取り組んでいる。具体的な取組みとしては、空調や照明の集中管理により、スケジュール運転を行い、特に空調機（冷房・暖房）の稼働については、文部科学省通達や学校環境衛生基準に従い、適切な温度管理（夏季28℃・冬季20℃を目途）を行っている。

また、毎年5月から10月の期間は、「クールビズ運動」の実施により、地球温暖化防止及び省エネルギー対策への対応に取り組んでいる。学内の照明器具は、エネルギー消費効率の高いLED設備に更新したほか、照明を使用しない時間帯にこまめに消灯する等、常に節電を心がけている。

人権への配慮については、「九州国際大学ハラスメント防止に関する規程」を定め、ハラスメントの防止のための措置及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切に対応するための措置に関し必要な事項を定めることにより、本学における教育研究上、就学上及び就労上の快適な環境の確保並びに学生及び教職員の利益の保護を図ることに努めている。また、ハラスメント防止の啓発については、毎年「新任教員研修会」の研修プログラムの中で解説を行い、人権意識と指導力の向上に努めるよう促している。このほか、教職員全体を対象とした研修を年1回実施しており、令和元(2019)年11月13日に、「教育現場のための性的少数者の人権入門」という演題で開催し、教職員34人が受講した。

安全への配慮については、「防火管理規程」に基づき火災等の災害対策として「消防計画」を策定し、北九州市消防局に提出している。防火・防災管理対策は、外部委託業者との連携のもと法人総務室施設整備グループが担当しており、キャンパスごとに防火・防災管理者を定め、防火・防災管理者講習会に参加して「防火管理者証」及び「防災管理者証」の交付を受けている。

教職員の健康保持増進及び疾病予防対策については、安全衛生委員会で策定した安全衛生計画に基づき毎年実施している。健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）の施行に伴い、学内に複数箇所あった学内の喫煙所を全て廃止し、キャンパス奥の通常人が立ち入らない場所に特定屋外喫煙場所を新たに設置し、キャンパス内での望まない受動喫煙への対策を行ったほか、令和元(2019)年7月4日に学生と教職員を対象とした健康増進法の改正、電子タバコの危険性、タバコに関する最近の動向についての講演会を開催した。また、教職員対象の健康管理研修会を毎年開催し、健康管理の意識向上に努めているほか、季節性インフルエンザ予防接種を推奨し、費用の一部補助（1回分）を行っている。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性は、十分維持されており、適切に対応している。平成26(2014)年に策定した「学校法人九州国際大学第二期中期経営計画」に基づく事業の点検を行うと同時に未達項目や課題を再精査して、「九州国際大学第三期中期計画」を策定し、現在取り組んでいる。

また、環境保全・人権については十分配慮しつつ、安全面については、地震・台風等自然災害に関する危機、火災・地震等施設に関する危機、ネットワーク障害、個人情報漏え

い等に対する緊急事態発生時に、迅速かつ適切に対応するためには、教職員個人の認識を深めて日常から備えて置く必要があるので、危機管理マニュアルを再整備して全学的な体制を構築していく。特に毎年実施している防火・防災訓練は、教職員と一部の学生で実施しているが、今後、訓練の実効性を高めるため、学生主体の訓練に変更し、災害発生時に学内にいる学生が、落ち着いて避難行動ができるように改善する。

情報の開示については、これからの社会の変化やニーズに適切に対応していくために、内容と見せ方を工夫しながら一層拡充していく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本法人の最終的な意思決定機関である理事会は、「寄附行為」第 18 条の規定に基づき、理事長が招集し、原則として毎月 1 回開催しており、常時、監事が出席して法人の業務と財産状況を監査している。理事会では、予算、決算、資産の管理・運営、寄附行為や重要な規程の改廃、学部学科の構成、入学定員や授業料改定等の重要事項の審議・決定を行っている。

理事会は、「寄附行為」第 8 条第 1 項第 1 号理事「九州国際大学長」、同項第 2 号理事「九州国際大学附属高等学校長」、同項第 3 号理事「評議員のうちから、理事会の選任した者 2 人」、同項第 4 号理事「九州国際大学同窓会会員で同窓会の推薦した者から、理事会の選任した者 1 人」、同項第 5 号理事「九州国際大学附属高校同窓会会員で同窓会の推薦した者から、理事会の選任した者 1 人」、同項第 6 号理事「学識経験のある者のうちから、理事会の選任した者 4 人」で構成している。第 6 号理事は、「役員の選任及び理事会の運営に関する規程」第 2 条第 2 項第 1 号で「企業における取締役、監査役等の職務経験を有する者で経営について見識を有するもの」、同項第 2 号で「弁護士、公認会計士、税理士等の法律、会計実務等の専門的知識を有する者」、同項第 3 号で「行政機関又は学校での職務経験を有する者で学校法人の運営を行う上で有益な知識経験を有するもの」のいずれかに該当する者のうちから選任するものと規定しており、理事定数 10 人のうち、6 人が外部の理事となるので、学校法人の運営に多様な意見を取り入れることができる構成となっているため、本法人の意思決定機関として適正かつ機動的な体制となっている。

理事の選任については、「寄附行為」第 8 条第 1 項第 3 号から第 6 号までの理事の選任については、「役員の選任及び理事会の運営に関する規程」第 2 条（理事の推薦）の規定に基づき、理事長、常勤理事のうち理事長が指名した者 1 人（常務理事）、寄附行為第 8 条第 1 項第 1 号理事、同項第 2 号理事、同項第 4 号理事、同項第 5 号理事が協議のうえ、理事会に推薦し、理事会で選任している。

令和元(2019)年度の理事会は、9回開催され、理事の出席状況（実出席率）は87.8%であり、適切に運営されている。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

理事会は、学内の理事に偏らず、豊富な経験と本法人の運営に高い識見を持つ者で構成され、理事会は問題なく機能している。また、令和元(2019)年度の理事会は、年間9回開催されており、経営事項や教学事項に関する緊急性の高い議案についても対応しているため、意思決定機関として十分に機能を果たしている。

今後、学校法人の公共性・公益性をさらに高め、社会からの信頼と更なる支援に繋げていくため、ガバナンス機能の強化を図り、学校法人九州国際大学ガバナンス・コードを策定する。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

「基準項目5-3を満たしている。」

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

管理部門と教学部門との連携は、法人運営会議がその役割を果たしており、原則として、理事会の1週間前に開催している。法人運営会議の構成員は、理事長、常務理事、法人事務局長、学長、副学長、法学部長、現代ビジネス学部長、大学事務局長、附属高等学校長、附属高等学校副校長、附属中学校長及び附属中学副校長の13人であり、そのうち教学部門から10人の委員が参画している。

法人運営会議では、理事会及び評議員会に諮る議案で、主に法人及び各部門の管理運営における課題や将来構想、資金運用状況、学生・生徒募集状況、就職・進路状況等本法人の業務運営に関する重要事項について事前協議を行っており、各部門の責任者との連携と意思疎通は図られている。

また、法人運営会議で審議する教学部門の議案については、教学側の意思決定機関である教育研究協議会の審議を経て提案されており、教学側の意向は十分取り入れられている。

なお、理事会の意思決定事項については、理事である学長から教育研究協議会に報告がなされ、教授会に対しては、学部長から随時報告がなされており、教学部門の運営に直ちに反映されているため、管理部門と教学部門との連携は円滑に図られている。

職員間では、法人運営会議の開催前に理事長、常務理事、法人事務局長、法人財務室長、法人経営企画室長、法人総務室長及び大学事務局長によるメンバーで、各部門からの提案

事項や報告事項等について、事前に協議する機会を設けているので、意思決定の過程において各管理運営の機関と各部門とのコミュニケーションは常に図られている。

また、管理部門の責任者である法人事務局長、大学事務局長及び附属高等学校事務部長は、理事会及び評議員会に出席しているため、意思決定事項や報告事項等については、各責任者から部門別の会議等を通じて報告されており、情報も共有されている。

さらに、理事会及び法人運営会議の際、議題とは別に学園報告の機会を設けることで、本法人が設置する大学、附属高等学校、附属中学校の近況報告を実施しており、学校間の情報共有にも配慮している。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本法人のガバナンス機能は、監事の監査業務である。監事の定数は2人で、監事の選任については、法人の理事、職員または評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任し、任期は3年である（「寄附行為」第6条第1項第2号、第9条、第10条第1項）。監事の職務は、「寄附行為」第17条に規定されており、理事会及び評議員会に常時2人ないし1人が出席して本法人の業務及び財産状況を監査している。

評議員会の意見具申等については、「寄附行為」第24条に「評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況または役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。」と規定している。評議員の定数は25人である（「寄附行為」第25条）。

評議員の任期は3年であり（「寄附行為」第26条第1項）、評議員会の議長は、出席評議員のうちから評議員会で選任され（「寄附行為」第21条第7項）、平成元(2019)年度中に開催された評議員会の出席状況（実出席率）は86.7%であり、適切に運営されている。

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

今後、大学改革を進めていく上では、管理部門と教学部門との連携及び意思疎通は不可欠であり、コミュニケーションを円滑に保ち、迅速に意思決定を行える組織の確立とガバナンス機能の強化に向けて今後も努力する。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

「基準項目5-4を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人は、平成 30(2018)年度に「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画」を策定し、財務規律の確立と適切な予算編成を行うよう努めている。この計画は、「第二期中期経営計画」の最終年度に当該計画の達成度を情報収集・点検のうえ、次期計画として取り纏めている。具体的には、日本私立学校振興・共済事業団による経営判断指標や文部科学省による「学校法人運営調査における経営指導の充実（通知）」の経営指導強化指標に基づき事業活動収支計算書における経常収支差額及び基本金組入前収支差額の安定的黒字化を図ることを目的としており、法人の持続的発展に向けて予算の効果的配分を行い、内部留保が生まれる収支構造を維持することで財務基盤を強化し、法人全体の経営を好循環に導くよう努めている。中でも、特に注視しているのがファシリティマネジメントである。大学が位置するキャンパスが竣工から 20 年を迎えるにあたり、施設等の老朽化などに適切に対応するための設備投資計画を策定し、これらの事業に備えた資金を計画的に積立てることに重点を置いている。

これら中期経営計画に基づく毎年度の事業計画・予算編成については、法人運営会議及び理事会で承認された予算編成方針に基づき、設置学校の執行部や事務局の管理職等を対象とした予算編成説明会を開催し、編成作業を実施している。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本法人の経営状況について、平成 28(2016)年度以前は事業活動収支計算書における基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）が支出超過の状況が続いており、短期的な経営目標として、当該年度の基本金組入前当年度収支差額を収入超過とし、恒常的に収支均衡を維持することを掲げていた。

平成 29(2017)年 4 月に、経済学部及び国際関係学部を募集停止して、届出により現代ビジネス学部という新たな学部を設置し、同時に入学定員を 600 名から 500 名に減じることで「大学の魅力創出」と「経営の効率化」を同時平行的に推進しており、それ以降、入学定員を安定的に確保している。

このように、学生数の確保が大きな要因となり、本法人の収支状況は、平成 30(2018)年度に基本金組入前当年度収支差額が 2 億 723 万円の収入超過、令和元年度に 3 億 2,688 万円の収入超過となり、財務状況は大幅に改善している。この結果、本法人の令和元(2019)年度の経営状態は、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標の全 14 区分のうち、「A3：正常状態」に位置し、前年度の区分「B0：イエローゾーンの予備的段階」からワンランク向上している。

財務基盤の強化という点では、平成 30(2018)年度に、市中銀行からの借入金（残高：5 億 3,000 万円）を一括返済したことで、負債比率が 13.7%（平成 29 年度）から 10.3%（平成 30 年度）へ 3.4 ポイント減少した。その後、令和元(2019)年度期末の借入金残高は、日本私立学校振興・共済事業団に対する 2,777 万円のみとなり、令和 2(2020)年 9 月をもって完済予定である。借入金完済後は財政上の余裕度が増し、より安定的な経営が見込まれ、財務基盤の強化に繋がると推測している。

さらに、「補助金」、「寄付金」、「法人税法上の収益事業」等の外部資金を積極的に推進す

ることで財務基盤の強化を図っている。

補助事業については、予算編成説明会において、私立大学等経常費補助金「特別補助」、「私立大学等改革総合支援事業」等に対応する予算編成を要請し、翌年度の文部科学省の概算要求内容をもとに、補助金の獲得に向けた学事計画の制度設計について求めている。令和元(2019)年度は、私立大学等改革総合支援事業タイプ 3「地域社会への貢献（地域連携型）」に採択され補助金の増額に貢献している。

寄附金については、「教育研究用施設設備及び環境整備」事業として寄附金趣意書に基づき募金活動を実施しており、募集内容をホームページで広く公表すると同時に、各設置学校の同窓会及び保護者会等を通じて、卒業生や在校生並びに保護者へ情報提供し継続的に寄附金を募っている。

また、本法人では、法人税法上の収益事業として、席貸業、不動産貸付業、駐車場業等を実施しており、毎年 4,000 万円以上を売上げることで収入増に貢献している。

金融資産の保有状況について、令和 2(2020)年 3 月末現在の支払資金は 27 億 3,242 万円（有価証券 2 億円含む）保有している。短期的な支払能力を判断する指標の一つである流動比率は、360.6%であり、一般的に良好とされる指標（200%）を上回っている。退職給与引当特定資産は 9 億 4,293 万円を保有し、将来的な支払債務である退職給与引当金に見合う資産を特定資産として 100%積立てており、経営の安全性を担保している。また、減価償却引当特定資産は、将来の資産更新に備えて 5,000 万円を繰入れ、14 億 6,443 万円となっている。これらを合計した金融資産は、51 億 3,978 万円となり、前年度と比較して 2 億 2,794 万円増加している。

これら金融資産の運用に関しては、主に定期預金による運用を行っており、預金先の入替えや一部保有している債権等については、「学校法人九州国際大学金融資産運用規程」及び「学校法人九州国際大学資金運用委員会規程」に基づき、委員会において方針を審議し、理事長の承認を経て対応している。また、これらの資金運用の状況については、予算（補正予算含む）の審議や決算の報告の際、理事会・評議員会に報告している。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

財務基盤の安定は、学校法人を維持・発展していくための重要事項である。さらなる大学の魅力向上に向けて、教育研究・地域連携等への適切かつ効果的な資金配分を行い、その上で収支均衡を前提とした財務運営に取り組んでいる。特に、平成 30 年 7 月 30 日付 30 文科高第 318 号「学校法人運営調査における経営指導の充実について（通知）」において、経営指導強化指標が示されたこともあり、「経常収支差額」及び「基本金組入前当年度収支差額」の均衡に向けた予算編成が実現できるよう予算編成説明会等を通じて各部門に啓蒙していく。

また、「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画」では、内部留保が生まれる収支構造を維持することで持続的発展の視点を重視した効果的配分を行うとしており、設置学校全体の入学定員確保及び収容定員確保を前提として恒常的に収支均衡し、将来計画を実現するための特定資産を積立てていく。具体的には、退職給与引当金に対する特定資産の積立率 100%を維持する、また、減価償却引当特定資産を継続的に積立てることで将来計画の

実現に向けた資金を確保していく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

中期経営計画に基づく毎年度の事業計画・予算編成方針は、産業構造や経済社会等の環境変化及び文部科学省等の政策等を踏まえ、毎年、スクラップ・アンド・ビルド方式により全ての予算を見直し積算するよう周知している。

予算編成の手続きは、一般予算と特別予算に区分し、一般予算においては、大規模修繕工事等を除く通常経費を申請し、特別予算において、固定資産取得及び大規模修繕工事等を申請する仕組みとなっている。各予算管理部署が、設置学校の学事計画等に基づき申請書類（事業計画書及び予算算定基礎資料）を提出後、法人事務局は、集約された申請内容を精査し、各予算管理部署とのヒアリングを経て予算額の調整を行い、予算案として取り纏め、意思決定の手続きを行っている。

各予算編成の工程については、10月に予算編成説明会を開催、12月に事業計画の素案及び予算算定基礎資料の提出、2月に各部署ヒアリングを経て予算管理部署を通じた全学的な調整を行っている。その後、3月に予算案を策定し、法人運営会議を経て評議員会の意見を聴き、理事会の承認を得て4月より執行されている。予算執行の際は、4月上旬に予算執行説明会を開催し、予算編成説明会と同様に設置学校の執行部や事務局の管理職に対して予算の概要や執行の留意点等を説明し、適切な予算（事業）の執行に資するよう喚起している。

日常の会計処理は、学校法人会計基準に従い、本法人の「会計規程」、「資産管理規程」に基づき適切に処理されている。予算の執行については、会計システムを導入しており、各予算管理部署によって作成された入金・出金伝票をもって「学校法人九州国際大学事務専決規程」に基づき予算執行の可否が決定される。なお、期中に予期せず発生した事象に対応する予算措置については、当初予算において一定額の予備費を確保しており、会計責任者（法人事務局長）が「会計規程」第60条に基づき、理事長の承認を経て予備費を執行している。

また、予備費の範囲を超える予算の追加、その他の予算の変更を必要とする場合は、「会計規程」第59条に基づき補正予算を編成し、評議員会の意見を聴き、理事会の承認を経て執行している。

当該会計年度終了後は、2月以内に決算案を作成し、監査講評の場を設けて監事の意見

を求めている。その後、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書等に基づき、決算の状況を法人運営会議で審議し、理事会の承認を経て評議員会に報告している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人は、学校法人会計基準に準拠した会計処理及び決算を行っており、令和元(2019)年度は、あゆみ監査法人と監査契約を締結し、同法人に所属する公認会計士3人及びその他監査業務補助者2人、計5人によって、延べ38日間の監査を受けている。監査法人による監査は、「私立学校振興助成法」第14条第3項に基づき行われ、帳票、証憑書類、稟議書等に基づく会計処理の妥当性や理事会、評議員会の開催状況及び規程に基づく諸手続きの適正性等に関して厳格な監査が実施されている。

監事監査については、法人に2人の監事（非常勤）を置き、「私立学校法」第35条、第37条第3項、及び「学校法人九州国際大学寄附行為」第17条に基づき監査を実施している。

内部監査については、「会計規程」第70条第3項の規定に基づき内部監査を実施するために監査室を設け、監査人（2人）を任命している。監査人は、年度当初に監査計画を策定し、あらかじめ理事長の承認を得て、法人運営会議及び理事会への報告を行い業務履行している。監査にあたっては、原則として「内部監査実施通知書」によって監査通知を事前に行い、書面監査及び実地監査等による方法で執り行われている。監査実施後は、当該部署の責任者に対し監査結果についての講評を行い、『内部監査報告書』を作成し、理事長に提出後、法人運営会議及び理事会への報告がなされている。また、理事長が、『内部監査報告書』を受けて重要と認めた事項については「改善指示書」を各部署及び監査室に送付し、期限を定め『内部監査改善状況報告書』によって報告を求めることとしており、業務改善に向けた組織的対応が図られている。

さらに、あゆみ監査法人、監事（非常勤）、監査人（常勤）は、常勤の監査人を通じて連携をとり、情報の共有が図られている。

上記を踏まえ、当該年度の監査結果は、公認会計士によって『監査概要報告書』として取纏められ、決算監査の最終日に、監事、監査室長、法人事務局長（会計責任者）、法人総務室長、法人財務室長、その他担当課長を対象とした監査講評の場を設けて意見交換を行うとともに、経営状況及び業務内容に関する改善事項等の提言がなされている。後日、監査法人からは、「当該会計年度の経営状況及び3月31日現在の財政状況を全ての重要な点において適正に表示している」旨が記された独立監査人の『監査報告書』が提出されている。また、監事からは『監事監査報告書』が提出され、適正に処理されていると認められている。

また、「私立学校法」に基づく財務書類等の備え付け、閲覧及び公表については、理事会及び評議員会において承認された後、法人事務局内において閲覧に供するとともに、ホームページで広く公開している。「改正私立学校法（令和2年4月1日施行）」に基づく財務書類等（令和元(2019)年4月1日以降に始まる会計年度に係る書類等から適用される）は、「寄附行為」、「財産目録」、「貸借対照表」、「収支計算書」、「事業報告書」、「役員等名簿（住所を除く。）の内容」、「監事の監査報告書」、「学校法人九州国際大学役員の報酬等の支給の基準に関する規程」であり、これらを法人事務局に備えて置き、閲覧に供し、インターネ

ットの利用により適切に情報公開している。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

本法人では、学園全体の新しい教育・経営ビジョンの実現を目指して、実践的な活動を行うための指針として「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画」を策定している。大学部門においては、「九州国際大学第三期中期計画」を策定し、持続性のある確かな競争力の確立に向けて教育活動等を実践していく。当面の課題は、経常収支差額及び基本金組入前収支差額の均衡を継続的に維持することであり、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標においては「A3：正常状態」を維持することを目標としている。

これらのビジョン・目標の達成には、持続発展可能な経営基盤の確立が不可欠であり、学園全体の計画と大学の計画の有機的な連携を図り、PDCA サイクルを前提とした毎年度の事業計画策定及び適切な予算配分・会計処理が求められる。そのため、監査における指摘事項や意見等を十分に理解し、これまで以上に、経営指標や財務比率等を活用した財務分析を踏まえ、経営改善に効果的な方策を検討して予算編成方針の策定や予算編成作業の仕組みに反映していく。

【基準 5 の自己評価】

本法人の経営・管理は、「寄附行為」に基づき高等教育機関としての社会的使命を果たすべく、建学の精神の具現化と法人の使命・目的達成に向け、継続的に努力している。また、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめ、関係法令等を遵守し、法人運営に係る各業務が適切に遂行できており、これらをチェックするガバナンス機能の役割を担う監事及び監査機能も適切に機能している。

理事会の機能については、理事会の開催回数及び理事の出席状況も適切であり、管理・運営上の意思決定も適切に遂行されている。

管理部門と教学部門との連携は、法人運営会議がその役割を果たしており、理事会や評議員会に諮る議案、法人及び各部門の管理運営における課題、資金運営状況、学生生徒募集状況、就職・進路状況等、本法人の業務運営に関する重要事項を審議し、各部門の責任者との連携と意思疎通が図られている。

財務基盤の確立に向けて、「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画」に基づき内部留保が生まれる収支構造を維持するよう掲げており、毎年度の事業計画及び予算編成についても、理事会において承認された予算編成方針に基づき、長期間の作業工程を確保して編成作業が実施されている。

予算編成方針の中では事業活動収支予算書における基本金組入前当年度収支差額の均衡を目指して予算編成に取り組むとして、支出の抑制に努めており、学生数予測に基づく収支のバランスを考慮した予算編成作業を実施している。

予算執行の際は、会計責任者（法人事務局長）が4月に予算執行説明会を開催し、厳格な予算執行、適切な会計処理の実施に向けて注意喚起しており、経営部門と教学部門との

連携を図ることで、学校法人会計基準や経理に関する規則等に基づき適正に会計処理がなされ、内部統制が図られている。

会計監査体制及び監査履行状況については、内部監査を実施する監査人（常勤）を中心として公認会計士及び監事（非常勤）との連携が図られ、適切に監査業務が実施されている。

以上のことから、本法人の「基準 5. 経営・管理と財務」については、その目的の実現について理事長・学長のリーダーシップにより、適正な組織の運営、監査体制、厳正な会計処理がなされていると評価できる。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、「本校ハ単ニ法律及ビ経済ノ知識ヲ授ケルバカリデナク、塾的精神ニ依リ、相互ニ心的鍛錬ヲナシ、以ッテ誠実、有為ナル人材ヲ養成スル」を建学の精神とし、その建学の精神に基づき、「九州国際大学学則」第 1 条第 1 項においては、「教育基本法及び学校教育法に則り、個性の伸長と人格の完成を旨とし、法律学、経済学、国際関係学に関する専門的知識を教授し、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」と明確に本学教育の基本理念、使命・目的を定めている。

上記の使命・目的を達成するために、本学は、以下のような内部質保証のための自己点検・評価及び改善を進めている。

1) 「九州国際大学第三期中期計画」に基づく自己点検・評価

「九州国際大学第三期中期計画」では、重点施策として次の 7 つの柱を挙げている。

- ・戦略Ⅰ[募集活動]：意欲ある学生の確保
- ・戦略Ⅱ[教育活動]：教育力の強化と授業の改善
- ・戦略Ⅲ[研究活動]：研究力の強化と外部資金の獲得
- ・戦略Ⅳ[学生支援]：学生主体の大学生活支援による学生満足度向上
- ・戦略Ⅴ[社会貢献]：大学資源の活用と社会貢献
- ・戦略Ⅵ[就職支援]：就職・進路支援の強化
- ・戦略Ⅶ[管理運営]：大学運営・経営の効率化

これらに基づいて、継続的な大学改革と教育改革を実施している。中期計画の達成状況の点検と評価は、「自己点検・評価委員会」をはじめ次の各会議体の取り組みを通じてなされている。

2) アセスメント実務者会議

基準 3-3.学修成果の点検・評価において述べたように、令和元(2019)年 5 月 1 日に「九州国際大学カリキュラム等のアセスメント実務者会議運用内規」を定め、アセスメント・ポリシーを開始した。本学のアセスメント・ポリシーの目的は、「本学の教育カリキュラムが 3 つのポリシーに基づき適切に機能しているかを、多面的、総合的に、点検・評価し、必要な教育改善に繋げることを目的とする。

また、本学で定める 3 つのポリシーが適切であるかについても、定期的に点検を行う」である。ディプロマ・ポリシーが目標とする学士力をジェネリックスキルと専門性とに分けて再構成し多面的総合的に評価を行う。

そのため、厳格かつ公正な成績評価だけでなく、多角的な学習到達度の評価を行うため、13 項目からなる「アセスメント・チェックリスト」に基づく多様な調査・アンケートを実

施している。アセスメント・ポリシーに基づく自己点検・評価のための調査、アンケート、情報集約と蓄積、評価、改善プランの作成の作業はアセスメント実務者会議が中心となつて行う。また調査結果データは、大学評価室が一元的に管理する。

3) 学長諮問による外部評価委員会

九州国際大学外部評価委員会が設置され、学外の有識者による助言を得る体制が整備されている。年1回開催される九州国際大学外部評価委員会は、教学マネジメントその他に関わる重要事項を学長が諮問する審議会である。

本学の教育、研究、国際交流、地域貢献等に関する事項や大学運営に関する事項について学外有識者が助言を行う。九州国際大学外部評価委員会から受けた意見・提言の内容は、ホームページにおいて公表される。

また、『九州国際大学自己点検・評価報告書』は、九州国際大学外部評価委員会による検討を経たのちに公表されている。なお、令和元(2019)年度はコロナ感染症の影響により開催されなかった。

4) 自己点検・評価運営委員会

本学では、「学校教育法」第109条に基づき、「九州国際大学学則」第2条において「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行う」ことを定め、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行うために、九州国際大学自己点検・評価運営委員会を設置している。ここでは学長が委員長となり、副学長、学部長をはじめ全ての大学役職者が参加し、委員会の事務局は大学評価室が担当し、全学的な点検・評価を統括する認証評価担当の副学長を配置している。

本学の使命・目的及び教育目的、3つのポリシー及び「九州国際大学第三期中期計画」に基づいた継続的な大学改革と教育改革を担保するために、自己点検・評価を全学で定期的実施している。ここでは自己点検・評価委員会が中心となつて、『九州国際大学自己点検・評価報告書』を作成し公表してきた。

また、点検・評価作業の実施にあたっては、法人事務局を含む事務部局の全ての室長も出席する拡大自己評価検討委員会を開催してきた。平成24(2012)年11月には、大学事務局に「大学評価室」が設置されている。

『九州国際大学自己点検・評価報告書』について、九州国際大学外部評価委員会の評価を受けたのち公表している。なお、令和元(2019)年度外部評価委員会はコロナ禍のなかで開催されなかった。

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

令和元(2019)年度から、新たな学修成果に関する自己点検・評価としてアセスメント・ポリシーを定め、これに基づく評価を行い、改善を図っている。今後は、カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づいたデータ作成においてどのような問題が生じたかの情報を集約し調査方法の改善を図る。また、各部署実施しているデータの相互比較可能

性を担保するため、データ作成上の諸定義の調整を図る。

これらの問題を検討するにあたり「アセスメント実務者会議」が総合調整機能を果たす。これらを通じてアセスメント・ポリシーの活動をさらに定着させる。具体的には、アセスメント実務者会議が大学各部局にデータに基づいた改善計画の作成と実施を求め、この実施状況の点検へ進む。この流れを定着させることにより、PDCA サイクルに沿った内部質保証の仕組みを確立するよう努める。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

「九州国際大学学則」第 2 条に「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行う」と定められている。学則に則り本学は、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を行ってきた。現在では、平成 30(2018)年からの日本高等教育評価機構の第 3 期認証評価システムに基づく基準に沿って自己点検・評価を行っている。ここでは、根拠資料に基づいた自己点検・評価を重視し、報告書の記述を心がけ、以降の自己点検・評価の際もエビデンスを重視している。報告書の基本的な作成は、各学部長、各研究科長、各部長及び各室長がそれぞれのデータとエビデンスを基礎に執筆し、認証評価担当の副学長と大学事務局に設置された「大学評価室」によってデータとエビデンスを確認しながら取り纏められ、最終的には九州国際大学自己点検・評価運営委員会に提出され、全体的・総合的に検討し、さらに九州国際大学外部評価委員会による助言を受けた後に、印刷・発行、公表となる。

本学では、エビデンスに基づいた自己点検・評価が行われ、その結果を全学で共有し、社会へ公表している。

1) 「九州国際大学第三期中期計画」に基づく自己点検・評価

本学は、「九州国際大学第三期中期計画」に基づいた PDCA サイクルによって改善・改革を進めていく体制を整備している。

「九州国際大学第三期中期計画」は、「学校法人九州国際大学第二期中期経営計画」を中核に据え、併せて自己点検・評価活動による課題や展望を踏まえたものであった。このように前期中期計画の達成状況が評価され、これを基に新たな課題を含めた次期中期計画が作成される。中期計画作成過程において担当部局へ情報が周知され意見をくみ上げる手立てが十分とられている。

2) アセスメント・ポリシーに基づく自己点検・評価

基準 3-3.学修成果の点検・評価で述べたように、令和元(2019)年 5 月 1 日に「九州国際大学カリキュラム等のアセスメント実務者会議運用内規」を定め、アセスメント・ポリシーを開始した。現状把握のための調査・データの収集と分析はこの内規制定前にも十分に行われてきた。すなわち、自己点検・評価活動に限らず、現状分析のための必要な調査とデータ収集及びその分析は、教務、FD、入試・広報、学生支援、キャリア支援、財務等、様々な業務を担当する各委員会や事務局の各部署がそれぞれ必要に応じて実施してきた。

具体的には、本学のアドミッション・ポリシーに相応しい入学生の受入れ状況や志願状況、選抜方法、新入生へのアンケート等は、入試・広報室と入試・広報委員会が中心となりデータを収集し、調査・分析している。FD 委員会と学務事務室においては、半期毎に学生に対して「授業アンケート」を実施し、そのアンケート結果と分析結果を各担当教員に通知し、各教授会において全ての教員のアンケート結果と分析結果を公表している。学生支援においては、カウンセラーによる学生相談の利用状況や相談内容等は定期的に報告書が作成され、保健室の利用状況等については保健委員会において報告があり、その後、各教授会にも報告されている。毎年の卒業生の進路決定状況等についてもキャリア支援室と就職対策委員会においてデータの収集と調査・分析がなされ、各教授会に定期的に報告されている。

このように従来から十分なデータ収集と分析が行われてきたが、令和元(2019)年 5 月 1 日、「九州国際大学カリキュラム等のアセスメント実務者会議運用内規」を定め、さらに広範囲における多角的なエビデンス獲得を目指したアセスメント・ポリシーを開始した。

本学のアセスメント・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーが目標とする学士力について、多面的、総合的に評価を行うための 13 項目からなる「アセスメント・チェックリスト」が採用されている。

- ① 選抜機能評価：各種入学試験とその後の GPA、単位修得状況、留年・中退状況との関係を明らかにすることを目的とした調査
- ② プレイメントテスト：新入生の英語、数学、国語、社会に関する知識に関する試験
- ③ シラバスの第三者チェック
- ④ 学生満足度調査
- ⑤ 授業評価アンケート
- ⑥ 1) 学士力：Assessor への入力、PROG テスト、授業アンケートに依拠して、DP に示された学士力の到達度を調査
2) 専門性：Assessor への入力内容に依拠した各科目の到達目標の評価
- ⑦ 成績評価
- ⑧ PROG テスト：学士力の評価と、就職活動に合わせて学生が自己分析を行うためのテスト
- ⑨ 進路先調査：卒業生の進路先企業を対象としたヒアリング
- ⑩ 卒業後調査：卒業後 3 年を経過する卒業生を対象とした DP に対する評価
- ⑪ 3 つのポリシーの整合性点検：卒業率、就職率、進学率、留年率、中退率などのデータの送付後分析を通じて 3 つのポリシーの整合性を評価
- ⑫ 卒業生調査：卒業生を対象とした学修成果に対する満足度の調査

- ⑬ 地元産業界インタビュー調査：3つのポリシーに基づき設計されたカリキュラム、学修成果、ディプロマ・ポリシーで示した資質能力、3つのポリシーの整合性などに関する地元企業を対象としたヒアリング

ここで得られたデータに基づいて、学修成果の点検・評価が行われる。そのPDCAサイクルの過程は、「3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック」の記述と[図 3-3-1]において示したとおりである。このような流れで大学全体と各学部学科・研究科及び学生支援の各部局の業務の在り方の改善に向けたフィードバックを行う。

これらは、教学におけるIR活動の中心となるものである。ここから得られるエビデンスデータに基づいて、ディプロマ・ポリシーをジェネリックスキル及び専門性に、再構成し、多面的総合的に評価を行うことを目指す。このことを通じて教育の内部質保証を実現する。また、情報の共有が十分に行われている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学のアセスメント・ポリシーでは、その目的を「本学の教育カリキュラムが3つのポリシーに基づき適切に機能しているかを、多面的、総合的に、点検・評価し、必要な教育改善に繋げることを目的とする。

また、本学で定める3つのポリシーが適切であるかについても、定期的に点検を行う」としている。そのために、ディプロマ・ポリシーが目標とする学士力を[図 6-2-1]のようにジェネリックスキルと専門性とに分けて再構成し多面的評価を行う。

【図 6-2-1】ディプロマ・ポリシーに基づく学修成果のアセスメント構成

◎：強い関連 / △：緩やかな関連

		ジェネリックスキル	専門性
アセスメントのアプローチ	方針	カリキュラム単位で総合的に実施	科目単位の積み上げにより実施
	直接評価	教員による学士力に対する修得度評価	教員による科目単位での成績評価
	間接評価	学士力に対する学生の達成度自己評価	科目の到達目標に対する学生の達成度自己評価
カリキュラムの設計手法	整理	方法	専門性を中心にDPを再表現した人材育成目標と各科目の関係を整理
		ツール	カリキュラムチェックリスト カリキュラム・マップ
	育成アプローチ	主に授業手法	授業の内容

ディプロマ・ポリシー			学士力	DP との関係		
全学 ディプロマ・ ポリシー	知識・理解	1	人文社会自然科学を基礎とした幅広い教養を身につけている。	多文化・異文化	△	◎
			人文・社会・自然	△	◎	
		2	学位の専攻分野の専門的知識と技能を身につけている。	専門知識	△	◎
	思考・判断	3	幅広い教養と専門分野の知識から論理的に考える能力を修得しており、その知識を使って現代社会の問題を分析し考察することができる。	論理的思考力	◎	△
				4	現代社会の多様なフィールドにおける諸課題の解決に向けて、的確な学際的考察及び総合的判断ができる。	問題解決力
	関心・意欲・態度	5	現代社会の諸課題に対して自ら積極的に関心をもち続け、現代社会に貢献することができる。	総合的な学習経験と創造的思考力	◎	△
				自己管理能力	◎	△
				倫理観	◎	△
		6	グループで協力しながら問題を解決する態度、生涯学び続け成長し続ける意欲を修得している。	社会的責任	◎	△
	チームワーク・リーダーシップ			◎	△	
	技能・表現	7	必要な情報を幅広く収集し、的確に整理・分析することができる。	生涯学習力	◎	△
				数量的スキル	◎	△
8		グローバル化した現代社会において、活躍できる高度なコミュニケーション能力を身につけている。	情報リテラシー	◎	△	
			コミュニケーションスキル	◎	△	

そのため、厳格かつ公正な成績評価だけでなく、多角的な学習到達度の評価を行うため、多様な調査・アンケートを実施している。すなわち、[図 6-2-2]のような学業成績を含めた網羅的な評価方法として 13 項目からなる「アセスメント・チェックリスト」が採用されている。

【図 6-2-2】 全体概要

アセスメント対象	アドミッション・ポリシーで示した資質能力の適切性	カリキュラム・ポリシーに基づき設計されたカリキュラムの適切性			ディプロマ・ポリシーで示した資質能力の適切性	3つのポリシーの整合性	
		設計の適切性	実行の適切性	学修成果			
指標	カリキュラムレベル	①選抜機能評価 (各種入学試験とその後のGPA/単位修得状況/留年・中退状況との関係) ②プレースメントテスト	③シラバスの第三者チェック (DPと各科目の内容/順序/レベルの整合性)	⑤授業評価アンケート	⑥専門性/学力【間接評価】 ⑦成績評価(GPA/GPT)【直接評価】 ⑧PROGテスト【直接評価】	⑩卒業後調査	⑪3つのポリシーの整合性点検 (卒業率/就職率/進学率/留年率/中退率)
			④学生満足度調査		⑨進路先調査		
		⑫卒業生調査					
		⑬地元産業界インタビュー調査					
	授業レベル	③シラバスの第三者チェック (DPと到達目標/授業手法/評価方法の整合性)	⑤授業評価アンケート	⑥専門性【間接評価】 ⑦成績評価(GPA/GPT)【直接評価】			

本学では IR 室という名称の部署を設けていない。アセスメント・ポリシーに基づく各種調査結果を一元的に管理する部局として大学評価室が当たっている。

また、「九州国際大学カリキュラム等のアセスメント実務者会議運用内規」に従って、各種エビデンスの集約、分析、改善計画作成の依頼、改善計画実施の点検、など PDCA サイクルがアセスメント実務者会議を中心として進められている。令和元(2019)年度の調査結果を集約し検討するために、令和元(2019)年 12 月 25 日にアセスメント実務者会議が開催された。ここで集約された情報は大学評価室において管理されている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和元(2019)年 5 月 1 日から開始したアセスメント・ポリシーに沿った IR 活動を定着させる。これらの調査によって得られた基礎データを確実に把握・収集・分析し、今後の自己点検・評価に生かしていく。開始されたばかりの IR 活動を進めていく上でどのような問題が生じているかの分析を進める。組織としては出来上がっているが、今後は調査手法の研修など IR を担う人材育成を進める。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

1) 3つのポリシーを起点とした内部質保証

本学のアセスメント・ポリシーでは、その目的を「本学の教育カリキュラムが3つのポリシーに基づき適切に機能しているかを、多面的、総合的に、点検・評価し、必要な教育改善に繋げることを目的とする。また、本学で定める3つのポリシーが適切であるかについても、定期的に点検を行う」としている。そのために、ディプロマ・ポリシーが目標とする学士力を前述の[図 6-2-1]のようにジェネリックスキルと専門性とに分けて再構成し、多面的評価を行っている。ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つのポリシーに基づくPDCAサイクルを学部、学科、研究科だけでなく、その他の部署を含めた大学全体において確立するために、令和元(2019)年にアセスメント・ポリシーを整備した。[図 6-2-2]のようにアセスメント・チェックリストに示された13項目の調査に基づいて、現状分析を行い、各部署の改善につなげている。

このように内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルが、アセスメント実務者会議を中心に形作られている。

2) 「九州国際大学第三期中期計画」に基づく自己点検・評価

本学は、「九州国際大学第一期中期計画」、「九州国際大学第二期中期計画」、「九州国際大学第三期中期計画」を策定し、定期的に自己点検・評価活動を実施するとともに、その自己点検・評価の結果の活用ためのPDCAサイクルの仕組みを確立させ、本学の教育改革と大学改革を実行してきた。現在は、「九州国際大学第三期中期計画(平成 28(2016)年度～令和 2(2020)年度)」に基づいたPDCAサイクルによって改善・改革を進めている。

「九州国際大学第三期中期計画」は、「学校法人九州国際大学第二期中期経営計画(平成 26(2014)年度～平成 30(2018)年度の5ヵ年間)」を中核に据え、併せて自己点検・評価活動による課題や展望を踏まえたものであり、前期中期計画の達成状況が評価され、これを基に新たな課題を含めた次期中期計画が作成され、ルーティン化した活動となっており、システムとして定着している。また、中期計画作成過程において担当部局へ情報が周知され意見をくみ上げる手立てが十分とられている。

このように中期計画に基づいた大学独自のPDCAサイクルによって改善・改革を進めていく体制を整備している。

3) 認証評価の諸基準に基づいた自己点検・評価

本学は、毎年度『九州国際大学自己点検・評価報告書』を日本高等教育評価機構の基準に基づいて作成し公表している。公表にあたり九州国際大学アドバイザー委員会からの助言を受けている。その意見・提言については、ホームページにおいて公開し学内外に周知している。

また、平成 26(2014)年度の日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価において、平成 27(2015)年 3 月 10 日付で「大学評価基準に適合している」との認定を受け、評価結果報告書を、ホームページにおいて公開し学内外に周知している。

認証評価の諸基準に基づいた自己点検・評価の活動は内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの要の一つである。

4) 教育力と研究力の強化

教員の個人レベルの自己点検・評価は、人事考課制度の中で教育、研究、社会貢献、管理運営の項目について行い、報告書とともに、その結果を提出するように義務付けている。

教育研究活動のデータベース化の推進については、個人調書という形で取り纏めているほか、各教員の研究者情報としてホームページにおいて公開している。

また、研究活動の補助金等の受給状況等もホームページにおいて公開している。教員の個人レベルの自己点検・評価は教育力と研究力の強化を目指した PDCA サイクルの一環である。

5) 設置計画履行状況

平成 29(2017)年 4 月に開設した人現代ビジネス学部については、毎年、「設置に係る設置計画履行状況報告書」にて、文部科学省にその履行状況について報告している。

平成 29(2017)年度に作成された「設置に係る設置計画履行状況報告書」により、平成 30(2018)年 2 月、文部科学省より、「現代ビジネス学部地域経済学科の入学定員超過の改善に努めること。」と改善意見が付された。改善意見に対し、平成 29(2017)年度は入学手続者数が予想を上回り、入学定員を大幅に超過したので、入学定員に合わせた適切な入学定員数を受入れるため、教育研究協議会において「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の施行について（通知）」の基準（平均入学定員超過率）を共有し、厳格な入学定員の管理と入学定員超過の改善に努めることを確認し、平成 29(2017)年度入学者 330 人、入学定員超過率 1.32 倍から平成 30(2018)年度入学者 267 人、入学定員超過率 1.06 倍となった。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神、教育の基本理念、使命・目的を踏まえ、地域社会から評価される大学運営を行うためには、ディプロマ・ポリシーが目標とするスキルを学生に確実に獲得させることが必要である。そのために、アセスメント・ポリシーに基づく自己点検・評価活動を定着させ PDCA サイクルを確立することが必要である。令和元年度はアセスメント・チェックリストに基づく 13 項目の調査結果が集約された。今後はこのエビデンスを各部署の改

善につなげていく。このことを通じて PDCA サイクルを確立する。

【基準 6 の自己評価】

本学は、平成 26(2014)年度に日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受け、平成 27(2015)年 3 月 10 日付で「大学評価基準に適合している」との認定を受け、評価結果をホームページにおいて内外に公表している。

日本高等教育評価機構による基準に基づいた『九州国際大学自己点検・評価報告書』を作成・公表し、大学中期計画に基づいた PDCA サイクルを進めてきた。

また、令和元(2019)年から、従来から実施されてきた各種調査を中心としたアセスメント・チェックリストに基づいた 13 の調査を実施し、アセスメント・ポリシーが整備されている。またこれらを自己点検・評価に活かし、大学改革・教育改革につなげている。

このように、本学における自己点検・評価活動において、教育・研究の改善と向上を目指した PDCA サイクルが確立している。

以上のことから本学は、「基準 6. 内部質保証」の趣旨を満たしていると評価できる。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会貢献

A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 建学の精神、大学の使命・目的に基づく地域社会貢献

A-1-② 地域社会貢献活動の具体性

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 建学の精神、大学の使命・目的に基づく地域社会貢献

地域社会貢献については、「九州国際大学学則」第 1 条の目的として、「北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を育成すること」と定めている。

そして、「九州国際大学学則」第 1 条 2 項第 2 号において、法学部法律学科は、「地域の行政・企業分野において実務を遂行できる人材、及び企業活動に積極的に関与できる法律のプロフェッショナルを養成する」と定め、同条項第 3 号において、現代ビジネス学部は「グローバル化の進む世界や地域のビジネス組織、すなわち、企業、自治体、民間団体などで活躍できる豊かな教養と知識を有する人材を養成する」と規定し、また同条項第 4 号において、地域経済学科の目的として「産業や地域社会に貢献する中堅的な人材を養成する」と定めている。

また、「九州国際大学学則」第 53 条で付設機関として「地域連携センターを置く」と定められ、それを受けて「九州国際大学地域連携センター規程」が平成 25(2013)年に制定され、地域連携センターが設置された。「九州国際大学地域連携センター規程」第 2 条では、目的を、「センターは、九州国際大学が有する人的資源、知的資産、施設を活用し、地域貢献をすることにより、地域社会の発展に寄与すること」と定めている。さらに、「九州国際大学地域連携センター運営委員会規程」、「地域連携センターにおける地域連携推進費に関する規程」が定められ、当該推進費により 7 件の地域連携推進事業が実施されている。

その他、大学としての地域社会への貢献は、地域連携センターにおける活動だけでなく、学生ボランティア（YBS）による英語、中国語、韓国語による観光案内、企業との連携協定による地域活性化への取り組み、広く市民向けの講演会の実施、さらに、図書館における一般市民への書籍貸し出しや館内利用の無償許可、KIU ホール（大講堂）、KIU ドーム（体育館）、KIU フィールド（運動場）、各教室、駐車場などは大学行事や授業と重ならない範囲において希望団体に対して貸し出しを行っている。

さらに、学生を中心としたそれぞれの演習（ゼミ）においても地域商店街活性化活動、地域の安心安全マップ作成、地元の企業・行政とのコラボレーションによる地域づくり活動に取り組むなど地域社会への積極的な貢献を行っている。

A-1-② 地域社会貢献活動の具体性

地域連携センターでは、学生・教員と地域の各種団体との連携による社会活動として地

域連携推進事業を行っている。令和元(2019)年度の実施事業は次の7件である。

その多くは、ゼミ又はサークルを母体とした活動である。

- ①「学生及び地域の子どもたちのシビックプライド醸成・地域活動参加促進事業」中央町連絡協議会・結 (YUI)
- ②「教育のまち黒崎推進事業」特定非営利活動法人 北九州未来教育塾、一般社団法人キャリアサブリ研究会
- ③「JFA なでしこひろば in 九州国際大学」独立行政法人国際協力機構 九州国際センター (JICA 九州)、NPO 法人北九州フットボールクラブ
- ④「新たなサービスのとらえ方に関する共同研究～理美容業をモデルとした価値共創の実現～」北九州市立高等理容美容学校
- ⑤「“九国大のある街”八幡地区の地域活性化に関わる取り組み第5期」八幡駅前開発株式会社&ホビースペースアイン
- ⑥「黒崎商店街のサステナビリティ・デザインに関する産官学協働事業」黒崎商店街連合会&北九州市産業経済局商業・サービス産業政策課
- ⑦「小倉祇園観光案内ボランティア」Yahata Backyard Student Supporters

また、地域連携事業として、ひとみらいプレイス・西部障害者福祉会館と連携して講演「聴覚障害者のための『終活セミナー2019』～皆で一緒に考えよう終活のこと～」(講師：神田紀久男、2019年11月11日)を開催。

さらに、地域の人づくり事業として、北九州市との共催による北九州市民カレッジ講座を開催し、前期11講座と後期8講座(テーマ)で5回～13回の講義を行い、会場の提供と担当講師を主に本学関係者を中心に配置して実施している。内容は、「初心者のための漢詩入門講座」、「韓流ドラマで学ぶ『韓国語の世界』」、「争続にならないための相続準備講座」など多岐に及んでいる。

同じく、地域の人づくりとして、九州国際大学市民講座・市民相談を開催し、前期と後期にそれぞれ10回シリーズで本学出身の弁護士、不動産鑑定士、司法書士、社労士などによるリレー講義と市民相談を開催している。内容は、不動産、相続・贈与、労働紛争、年金、税金など、市民生活に密着する時宜を得た多様な問題が取り上げられている。

また、生涯学習のための北九州市穴生学舎との共催による本学教員を講師とするシニアカレッジ講座を実施し、今年度のテーマは「北九州の今、そして未来～SDGsを踏まえて～」と題し全10回の講座を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため4回目までは実施したものの、その後は中止を余儀なくされた。その他、YBS、学生観光ボランティアによる河内藤園の観光案内を藤の開花にあわせて、4月下旬から5月上旬に英語、中国語、韓国語により実施している。

(3) A-1の改善・向上方策(将来計画)

本学は、建学の精神を継承した現在のスローガン「一人ひとりを成長させる大学」を掲げると共に、地域社会から評価される「開かれた学園づくり」を目指してきた。それが学生の地域における個別的な取り組みにおいても浸透して、かなり高い評価を得ている活動

も多い。もっとも、積極的な活動の担い手が卒業したりすると活力が失われたりすることもあり、今後はいかに各活動の持続的な活性化を図るかなど、そのための工夫やサポート体制が求められる。

学生の団体活動については今後もこれまでの活動によって得られたノウハウ等を生きた知恵として集約し、先輩から後輩へ円滑に承継される仕組みづくりを促していくことで、各団体活動の承継的持続的展開を図り更なる地域活性化への貢献度を高めていきたい。

地域連携推進費により「地域連携推進事業」として、地域の「商店街の活性化」、「女子サッカーの発展」「観光案内ボランティア」などの活動を地域団体と連携しながら実施しており、かなりの成果をみている。もっとも地域連携推進事業としては、地域に関する調査・研究及び地域の各団体等が有する地域の“知”の集約に向けた取り組みが少し手薄になっている。

地域連携推進事業に関する課題としては、地域の問題解決を行う前提としての地域に関する調査・研究、及び地域の“知”を集約しストックするための知の集約に向けた具体的取り組みとして、引き続き各学部の教員への働きかけをはかっていくこととする。

【基準 A の自己評価】

本学は、「九州国際大学学則」第 1 条の目的として地域社会貢献を掲げており、各学部においても講義や演習において地域を意識した教育及び活動を行い、地域に貢献できる人材の育成を目指している。大学組織としても、地域連携センターを黒崎コムシティ 2 階にサテライトキャンパスとして開設し、地元の北九州市や商店街などと協力して連携事業を行っている。また、地域連携センターはサテライトキャンパス会場として九州国際大学市民講座・市民相談を開催している。毎年多くの一般市民が受講しており、生涯教育にも役立っている。

以上のことから、本学が独自に設定した「基準 A. 地域社会貢献」の趣旨を満たしていると評価している。

基準 B. 国際交流

B-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

B-1-① 建学の精神、大学の使命・目的に基づく国際交流

B-1-② 国際交流活動の具体性

(1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 建学の精神、大学の使命・目的に基づく国際交流

本学は建学の精神に基づいて、その目的の 1 つに「北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」を挙げ、その教育理念では「地域社会及び国際社会で信頼される品性高き人材の育成」することを目標としている。

平成元(1989)年の八幡大学から九州国際大学への改称によって、これらの意思を本学の特色として言表し、国際交流活動を活発に行ってきた。本学が位置する北九州の地域性から中国・韓国・インドネシア・フィリピンなどのアジア地域の大学との交流協定校を拡大させてきたことはもとより、欧米圏との交流も拡大することによって世界的な視点からの学修機会の提供を図っている。

平成 16(2004)年には国際センターと国際センター委員会を設置し、積極的な国際交流活動の展開と留学生支援の充実のための取り組みを継続している。

B-1-② 国際交流活動の具体性

1. 海外協定校

九州国際大学では建学の精神と教育理念に基づく国際人材教育の展開のために、海外での学修環境・機会の提供を積極的に展開している。北九州の地域性を反映したアジア地域諸大学との交流協定締結の展開過程は、本学の国際交流活動を特色づけるものである。

平成 29(2017)年に開設された現代ビジネス学部国際社会学科の学生は 2 年次に実習科目群の履修が必須となっており、欧米圏の協定校の拡大も図る取り組みを続けている。

2. 交換留学・単位認定留学

中国、韓国、台湾、インドネシアの 4 ヶ国 10 大学とは交換留学協定を締結し、毎年、各大学に本学から 1~2 人の学生を派遣、派遣先から同数の留学生を受入れる制度を整えている。

令和元(2019)年度は韓国 9 人、中国 1 人、インドネシアへ 1 人を派遣した。また、協定先大学から、9 人の留学生を受入れている。留学先では半年から 1 年間、言語及び興味のあるテーマに沿った科目を受講し、本学学則・規程に基づいた単位換算認定を行っている。

単位認定留学は、学生個人の計画を基本とした長期海外留学制度である。本学教職員が支援する形で実施し、留学先で受講した科目について単位換算認定を行う。本年度は、6 ヶ国で 12 名がこの制度のもと、留学した。

3. 短期海外実習

短期海外実習として、「海外語学実習」、「海外社会実習」を、アメリカ・イギリス・カナダ・フィリピン・韓国・インドネシアを実習先国として開講した。短期海外実習のコーディネイトは本学教員が行い、特に語学に関わるカリキュラムは本学学生の特性を実習先と慎重に検討して編成している。平成元(2019)年度はこれらの実習に計 97 人が参加した。

4. 国際協力プロジェクト

平成 23(2011)年から始まった「Book to Read プロジェクト」は、現代ビジネス学部国際社会学科の学生が国際 NGO と協力して運営するプロジェクトである。カンボジアの小学校の図書館に本を送る活動を通じて、国際協力と子どもたちの未来を考える、ユニークな取り組みである。

5. ハングルススピーチコンテスト

11 月に「第 8 回 KIU ハングルススピーチコンテスト」を開催した。高校生、大学生合わせて 12 人の参加があり、優秀者を表彰した。

6. 外国語ボランティア学生派遣

ゴールデンウィーク期間中に河内藤園（八幡東区河内地区）を訪れる海外からの観光客に対応する外国語ボランティアの派遣依頼を北九州市から受け、海外留学を経験した学生を中心に延べ 30 人の学生を派遣した。

7 月に開催された小倉祇園太鼓 400 周年イベントでの観光案内ボランティアにも 20 人の学生たちが参加した。学生たちは英語、中国語、韓国語の 3 カ国語で対応し、関係各所から高い評価を得た。

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神、教育理念、学則に基づいて実施されている国際交流活動の更なる展開を進めていく。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行という全世界的な公衆衛生上の緊急事態が継続している中で、本学の国際展開戦略を見直す時期に来ている。従前の「国際化」のイメージではなく「多様性」を知り、経験し、そしてそれらを生かす学生の育成に資する戦略を策定することを目指す。

国際交流活動の基盤となる海外協定校を拡大するとともに、学生に対する留学・海外実習制度の効果的な情報提供・指導方法を検討する。交換留学などの展開を前提とした海外協定校の拡大を図る。令和 2(2020)年度の短期海外語学・社会実習、交換留学派遣及び受入れは中止することを決定している。環境が整い次第、留学を希望する学生に対する支援を再開する。本学へ留学している外国人留学生への支援体制を生活面、経済面だけでなく、日本人学生との交流などの機会を積極的に設けることで学内の「多様性」を形成していく。

本学地域連携センターと協働して、北九州市や国際協力機構九州、関連団体との連携による国際ボランティア事業を展開し、また、外国語スピーチコンテストを企画・運営することで、国際交流活動の効果を高めていく。

【基準 B の自己評価】

本学は、建学の精神と教育理念に基づく国際人材教育を展開しており、海外協定校との交流によって学生に世界的な視点からの学修機会の提供を図っている。また学内において、その成果を生かす取組みを進め、国際・地域社会へ積極的に貢献することで九州国際大学のアイデンティティの一つである「国際」あるいは「多様性」を形成している。

また、コロナ禍後の国際教育のあり方・方向性についても検討を始めている。

以上のことから、本学が独自に設定した「基準 B. 国際交流」の趣旨を満たしていると評価している。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人九州国際大学寄付行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	九州国際大学 大学案内 2020 九州国際大学 大学院案内 2020	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	九州国際大学学則 九州国際大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2020 年度入学試験要項 (AO 入学試験、推薦入学試験、一般入学試験、大学入試センター試験利用入学試験、社会人入学試験、AO 入学試験エントリーシート)	
	2020 年度入学試験要項 (外国人留学生入学試験、外国人留学生指定校推薦入学試験)	
	2020 年度入学試験要項 (指定校編入学試験、編入学試験、転入学試験) 2020 年度大学院修士課程入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	九州国際大学学生便覧 (学則&規程) 2020	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 2 年度 学校法人九州国際大学事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和元年度 学校法人九州国際大学事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	HP 交通アクセスマップ URL: https://www.kiu.ac.jp/about/access/	
	HP キャンパスマップ URL: https://www.kiu.ac.jp/about/campasmap/	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧 (規定集目次など)	
	学校法人九州国際大学規程目次一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿 (外部役員・内部役員) 及び理事会、評議員会の前年度開催状況 (開催日、開催回数、出席状況など) がわかる資料	
	学校法人九州国際大学役員名簿 (令和 2 年度)	
	評議員名簿 (令和 2 年度) 理事会、評議員会の開催状況 (令和元年度)	
【資料 F-11】	決算等の計算書類、監事監査報告書	
	決算等の計算書類 (令和元年度)	
	幹事監査報告書 (令和元年度)	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス (電子データ)	
	大学生生活について 2020 シラバス 2020	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧 (策定単位ごと)	
	九州国際大学学生便覧 (学則&規程) 2019 (1 頁~9 頁)	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況 (直近のもの)	
	九州国際大学現代ビジネス学部【届出】設置に係る設置計画履行状況報告書 (令和 2 年 5 月 1 日)	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況 (直近のもの)	
	平成 26 年度認証評価結果に対する改善報告書 (平成 29 年 7 月 25 日) 改善報告等に対する審査の結果について (通知) (平成 29 年 12 月 15 日)	

